

令和 8 年 第 2 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）午前 1 0 時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第 2 4 号 令和 8 年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 5 号 令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第 2 6 号 令和 8 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第 2 7 号 令和 8 年度美郷町水道事業会計予算
- 第 5 議案第 2 8 号 令和 8 年度美郷町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３名）

１番	高橋純	２番	高橋正和
３番	熊谷良夫	４番	澁谷俊二
５番	松田信義	６番	村田薫
７番	長谷川幸子	８番	森元淑雄
９番	鈴木正洋	１０番	高山茂雄
１１番	深沢義一	１２番	深澤均
１３番	高橋邦武		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	佐々木龍悦	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	照井修
農業委員会 農事務局長	加藤隆輝	教育長	栗林守
教育推進監	井合和人	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	議事総務班長	澁谷正樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開議の宣告

○議長（高橋邦武） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第24号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第1、議案第24号 令和8年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第24号についてご説明します。

令和8年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ119億3,807万7,000円で、令和7年度と比較し9億6,647万7,000円、7.5%の減です。

はじめに、8ページの第2表繰越明許費についてご説明します。

10款4項芸術文化推進事業は、野外芸術空間創出事業の彫刻等創作に係る委託料について、3作目及び4作目の製作及び納品が年度内に見込めないことから繰り越すものです。

次に、9ページから10ページまでの第3表債務負担行為についてご説明します。

住民活動センターを含む13施設の指定管理委託料のほか、美郷町中小企業振興資金融資、美郷町小口零細企業振興資金融資及び美郷町中小企業創業資金融資に係る令和8年度貸付分の利子補給並びに美郷町奨学資金返還助成に係る令和8年度認定分の助成金について、それぞれ債務負担の期間と限度額を定めるものです。

次に、11ページの第4表地方債についてご説明します。

公共事業等債など、7つの地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。詳細につきましては、歳入でご説明します。

それでは、歳入から順にご説明しますので、16、17ページをお願いします。

○税務課長（佐々木龍悦） 1款町税1項1目の個人町民税ですが、現年課税分の均等割は令和7年度実績と同額程度を見込み、所得割は令和7年産米概算金の大幅な上昇による農業所得の伸びが見込まれることなどから、所得全体では令和7年度の課税の基礎となる所得額との比較で4.71%の伸びを見込んでおります。これらを基に試算した結果、個人町民税現年課税分全体とし

ては、令和7年度当初予算と比較して1億887万3,000円、率にして19.39%の増額となっております。

次の、2目法人町民税ですが、先日2月26日の補正予算での説明同様、近年の仕入価格や原材料費の高騰などにより、法人各社の令和7年度実績などを踏まえて積算した結果、令和7年度当初予算と比較して、現年課税分の均等割、法人税割合合わせて861万4,000円、率にして12.69%の減額を見込んでおります。

次に、2項1目固定資産税ですが、地価の下落傾向は続いているものの、家屋及び償却資産の伸びをここ数年の推移などを踏まえて積算した結果、令和7年度当初予算の現年課税分と比較して263万1,000円、率にして0.4%の増額としております。

次の、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金ですが、国、県からの国有資産等にかかる固定資産通知書に基づき算定した結果、令和7年度当初予算と比較して6,000円、率にして0.09%の増額となっております。

次に、3項1目軽自動車税種別割ですが、車両区分ごとの台数の増減傾向などを勘案して算出した結果、令和7年度当初予算と比較して73万9,000円、率にして0.91%の増額を見込んでおります。

次に、2目軽自動車税環境性能割ですが、令和7年12月に閣議決定された令和8年度税制改正大綱により環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止予定であることを踏まえ、令和7年度当初予算と比較して427万1,000円、率にして75.98%の減額としております。軽自動車税の環境性能割は、徴収事務を県が代行し、徴収月の2か月後に県から市町村に払い込まれることから、令和8年度当初予算の135万円は、令和8年4月払込分と、5月払込分の2か月分の見込額を計上しているものです。

なお、廃止に伴う減収分は、地方特例交付金により全額が補填される予定となっております。

次に、4項1目町たばこ税ですが、喫煙者人口は年々減少傾向にあるものの、令和8年度は加熱式たばこの税率改正が予定されていることから、令和7年度当初予算と比較して23万8,000円、率にして0.22%の増額を見込んでおります。

次に、5項入湯税ですが、過去5年間の推移を踏まえて積算し、令和7年度当初予算と比較して8万5,000円、率にして15.04%の増額を見込んでおります。

以上で1款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、18、19ページをお願いします。

2款地方譲与税から、20、21ページの11款交通安全対策特別交付金までを一括してご説明しま

す。

2 款地方譲与税は、過去 3 年間の交付実績を基に計上しております。このうち、1 項 1 目の地方揮発油譲与税は、令和 7 年 12 月に租税特別措置法の一部が改正され、いわゆるガソリン税の暫定税率が令和 7 年 12 月 31 日をもって廃止されたことを踏まえ、減額で計上しております。

3 款利子割交付金から 8 款自動車税環境性能割交付金までは、県から示された令和 8 年度交付見込額を基に計上しております。このうち 8 款 1 項 1 目の自動車税環境性能割交付金は、軽自動車税と同様、環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止予定であることに伴い減額で計上しております。

9 款地方特例交付金は、過去 3 年間の交付実績に加え、ガソリン税の暫定税率の廃止及び軽自動車を含む自動車税の環境性能割の廃止予定に伴う減収分は、本交付金で全額が補填される予定であることを考慮し計上しております。

10 款地方交付税は、国の令和 8 年度地方財政計画では、地方交付税については人件費の増加や物価高が続く中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政課題に対応し行政サービスを安定的に提供できるよう、市町村分の推計伸び率を 2.5% の増としております。

このことを踏まえ、普通交付税は、令和 7 年度の交付決定額及び国の令和 8 年度の地方財政の見通し等を勘案した上で、令和 7 年度と比較し約 3,400 万円の減、54 億 8,488 万 6,000 円。特別交付税は令和 7 年度と同額の 2 億 4,500 万円としております。

なお、当初予算においては、不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう、一定の留保に配慮し計上しております。

11 款交通安全対策特別交付金は、過去 3 年間の交付実績を基に計上しております。

2 款から 11 款までの説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 12 款 1 項 1 目民生費負担金 1 節老人保護施設入所者負担金ですが、養護老人ホームの入所者に係る自己負担分を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人） 2 目教育費負担金ですが、小中学校の学校災害共済の保護者負担金で、児童生徒 1 人当たり 500 円の負担金を計上しております。

12 款の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 22、23 ページをお願いします。

13 款 1 項 1 目 1 節行政財産目的外使用料ですが、役場庁舎、観光施設、公民館等の社会教育、社会体育施設に設置の自動販売機設置料、役場庁舎に設置している A T M 設置料、公共的団体の事務所機能として貸付けしているコミュニティセンター施設使用料、電力柱や電話柱などの土地

使用料を計上しております。

1 目の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2 目民生使用料の 1 節こども園使用料は、他市町村在住の 3 歳未満児の町内こども園使用料で、6 人分を見込んでおります。

広域入所給付金は、他市町村児童の受入にに係る当該市町村からの給付金で、11 人分を見込んでおります。

こども園使用料滞納繰越分は、他市町村在住の 3 歳未満児の町内こども園使用料にかかるもので、存置としております。

延長保育事業利用料は、3 園で延べ960時間、一時保育事業利用料は延べ132日分を見込んでおります。延長保育事業利用料と一時保育事業利用料の滞納繰越分は存置としております。

乳児等通園支援事業利用料は、誰でも通園制度の利用者負担分で、乳児等通園支援事業広域通所給付費は、誰でも通園制度での広域通所給付費として他市町村からの納付分です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 2 節放課後児童クラブ利用料ですが、利用者を289人と見込み計上しており滞納繰越分は存置計上としております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 3 節子ども子育て支援拠点施設利用料は、施設の利用 1 回につき子供、付添いとも一律100円とし、当初8,250人分を計上しております。

2 目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3 目衛生使用料 1 節の斎場使用料ですが、380件を見込み計上しております。

次の、町営墓地永代使用料は、6 か所ある町営墓地の新規利用者に対するもので、存置計上でございます。

次の、2 節の土地使用料ですが、墓地公園内の電柱土地使用料でございます。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 4 目 1 節観光使用料ですが、千畑地区大台野広場、六郷地区あったか山グラウンドゴルフ場、仙南地区雁の里山本公園施設使用料などについて、これまでの実績を基に予算計上しております。

○建設課長（高橋博和） 5 目 1 節住宅使用料の現年分ですが、入居者144世帯と駐車場132台分を計上しております。

滞納繰越分は総額の 1 %を見込んでおります。

2 節道路使用料の主なものは、東北電力及びN T Tの電柱設置による占用料。3 節公園使用料は存置としております。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、6目教育使用料の1節社会教育使用料並びに次の24、25ページ、2節社会体育使用料ですが、社会教育施設6施設、社会体育施設8施設の使用料等について、これまでの実績を基に計上しております。

1項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、2項1目総務手数料1節戸籍手数料は、戸籍謄本、抄本、住民票、印鑑証明書等の発行手数料について、実績を基に計上しております。

○税務課長（佐々木龍悦） 2節事務手数料ですが、窓口などの諸証明手数料、閲覧手数料及び謄写手数料について、これまでの実績を基に計上しております。

次の3節督促手数料ですが、令和7年4月1日から廃止されたことに伴い、令和7年3月31日以前に係る過年度分の督促手数料について存置計上しております。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、2目衛生手数料の1節生活環境手数料ですが、墓地公園管理手数料として128件分を、墓地永代名義変更等手数料及び墓地許可証等交付手数料は存置計上し、犬登録関係手数料では実績を基に450頭分を計上しております。

次の、2節清掃手数料の一般廃棄物処理業等許可申請手数料は、11業者44人分を見込んでおります。下段のごみ処理手数料は、有料ごみ袋の売上げについて計上しております。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 3目1節商工手数料は、いずれも存置計上です。

13款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 26、27ページをお願いします。

14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金ですが、保険基盤安定負担金保険者支援分は、低所得者層を抱える国民健康保険を支援する国庫負担金で、負担割合2分の1を計上しております。未就学児均等割保険税負担金は、未就学児に係る均等割額の5割軽減分を公費負担するもので、国の負担割合2分の1を計上しております。産前産後保険税負担金は、産前産後期間における国民健康保険税の軽減分を公費負担するもので、国の負担割合2分の1を計上しております。

2節障害者福祉費負担金ですが、障害者自立支援給付費負担金は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に対する国庫負担金、障害児施設給付費負担金は、児童福祉法に基づく施設料に対する国庫負担金で、いずれも負担割合2分の1を計上しております。

3節養育医療費国庫補助金ですが、1歳未満の未熟児医療に係る国庫負担金で、負担割合2分の1を計上しております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 4節児童手当国庫負担金は、児童手当の国の負担分でございます。

す。

5 節子どものための教育・保育給付費負担金は、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託に対する国庫負担で、16人分を見込んでおります。

1 項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、2 項 1 目総務費国庫補助金 1 節の個人番号カード交付事業補助金ですが、マイナンバーカード交付事務に係る補助金で、補助率は10分の10でございます。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 次の、結婚新生活支援事業費補助金ですが、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までに婚姻した夫婦で所得合計金額が年間500万円未満の世帯に対して、住宅取得や引っ越し等の費用を助成するものです。婚姻時の年齢が夫婦共に29歳以下の場合は上限が60万円、夫婦のいずれか、または両者が30歳以上、39歳以下の場合は上限が30万円となり、補助率は 3 分の 2 です。

○住民生活課長（木村英彰） 次の、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金は、高齢者世帯などでの雪下ろしや除排雪作業を安全に実施するための支援に対する交付金で、補助率は 2 分の 1 でございます。

○企画財政課長（深澤文仁） 次の、デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る事業に対する補助金で、対象事業費の全額を計上しております。

次の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の経済対策に基づき昨年12月に交付決定され、本町では令和 7 年度事業と、令和 8 年度事業で実施する物価高対策に対する交付金で、生活支援券事業、ドライブレコーダー設置支援事業、家庭用防犯カメラ購入支援事業、中小企業持続化支援事業、熱中症予防省エネエアコン設置支援事業、住宅リフォーム緊急支援事業の省エネ断熱化住宅リフォーム分及び学校給食費無償化事業の 7 事業分を計上しております。

次の、ライフデザイン結婚支援重点推進事業費補助金は、地域の実情、課題に応じた少子化対策の推進に係る事業に対する補助金で、秋田結婚支援センター入会登録料助成事業に係る経費の 3 分の 2 を計上しております。

1 目の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 2 目民生費国庫補助金 1 節地域生活支援事業費補助金は、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る国庫補助金で、補助割合 2 分の 1 を計上しております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 2 節子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブの運営や

こども園への看護師の配置、未就園児の一時保育などに対するものでございます。

○福祉保健課長（大澤 修） 次の、母子保健医療対策総合支援事業費補助金は、産婦健康診査や1か月児健康診査のほか、令和8年度から開始する5歳児健康診査でかかる経費に対し、補助基準額の2分の1を計上しているほか、医学上等の理由により遠方分娩取扱施設で出産する必要がある方への交通費・宿泊費助成支援事業に係る補助金を計上しております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 次の、妊婦のための支援給付交付金は、母子手帳交付時及び妊娠8か月以降の面談を経て支給する国給付金の財源となるもので、50人分を計上しております。乳児等のための支援給付交付金は、誰でも通園制度の利用者負担を軽減するための国の交付金です。

2目の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 3節生活困窮者就労準備支援費等補助金ですが、生活困窮者の相談支援等を実施するための費用に係る国庫補助金で、補助率4分の3を計上しております。

○建設課長（高橋博和） 3目1節の浄化槽設置整備事業費補助金は、合併浄化槽の整備に対する国補助金で、補助率は補助基本額の3分の1となります。

4目1節道路新設改良費補助金は、上段の交付金は舗装補修や除雪機械更新、下段の補助金は橋梁点検に対する交付金で、おおむね5割を見込んで計上しております。

2節住宅管理費補助金のうち、社会資本整備総合交付金は、一般住宅の耐震診断と耐震改修に対する国補助金であり、こちらは対象件数に対する定額補助となります。

1つ飛びまして、3節都市計画費補助金は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定に対する国補助金であり、補助対象額の2分の1補助となります。詳細は歳出で説明をいたします。

○住民生活課長（木村英彰） 1行戻っていただきまして、2節下段の空き家対策総合支援事業費補助金は、危険空き家の除却補助2件分並びに行政代執行2件分に係る国庫補助で、補助率2分の1でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人） 28、29ページをお願いいたします。

5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金ですが、小中学校における要保護児童生徒の就学援助費及び特別支援教育の就学奨励費に係る補助金で、小学校要保護児童生徒就学援助費補助金については、存置計上としております。

また、2節学校施設環境改善交付金ですが、中学校校舎の照明LED化に係るものです。

○生涯学習課長（中田裕克） 次の、3節埋蔵文化財発掘調査事業費補助金ですが、後三年合戦関

連遺跡の長岡森館跡の保存調査並びに大坂善知鳥地区圃場整備事業に伴う試掘調査のための国庫補助金で、事業費の2分の1を計上しております。

○住民生活課長（木村英彰）　続きまして、6目1節の社会資本整備総合交付金は、防災ハザードマップ作成に係る交付金で、補助率2分の1です。

次の、地域未来交付金地域防災緊急整備型は避難所で避難し、避難者に提供する備蓄用のベッド30台分購入に対する交付金で、補助率2分の1です。

次の、消防団設備整備費補助金は、消防団員が火災現場で放水による消火活動の際、着用する防火衣18着分の購入に対する補助金で、補助率は3分の1です。

続きまして、3項1目1節の自衛官募集事務委託金ですが、広報活動など町が行う自衛官募集事務に係る委託金です。

次の、2節の中長期在留者居住地届出等事務委託金ですが、在留外国人の各種届出事務に係る委託金でございます。

○こども子育て課長（高橋　勉）　2目民生費委託金の1節特別児童扶養手当事務費委託金は、心身に障害を有する児童を養育している保護者に支給される特別児童扶養手当の事務費に係る国からの委託金です。

○住民生活課長（木村英彰）　次の2節の基礎年金等事務費委託金ですが、国民年金の届出の受理等に係る委託金でございます。

以上で14款の説明を終わります。

○福祉保健課長（大澤　修）　15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金ですが、保険基盤安定負担金、国民健康保険税軽減分が負担割合4分の3、保険者支援分が低所得者層の支援として負担割合4分の1、後期高齢者医療は税軽減分で負担割合4分の3を計上しております。

民生児童委員協議会負担金は、同協議会事業に対する県からの負担金です。

その下の未就学児均等割保険税負担金は、未就学児に係る均等割額の5割軽減分を公費負担するもので、県の負担割合4分の1を計上しております。産前産後保険税負担金は、産前産後期間の国民健康保険税の軽減分を公費負担するもので、県の負担割合4分の1を計上しております。

2節障害者福祉費負担金ですが、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき給付される県負担分で、いずれも負担割合4分の1を計上しております。

3節養育医療費県費負担金ですが、1歳未満の未熟児医療に係る県負担金で、負担割合は4分の1を計上しております。

○こども子育て課長（高橋　勉）　4節児童手当県負担金は、児童手当の県負担分でございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

5 節子どものための教育・保育給付費県負担金は、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託に対する県負担で、16人分を見込んでおります。

6 節児童保護措置費県負担金は、18歳未満の子供を養育している女性が子供と一緒に生活できる児童福祉施設の入所に要する費用の県負担金です。

1 目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、2 目 1 節災害救助費負担金ですが、災害救助法の適用となった今冬の雪害におきましてお亡くなりになった方への弔慰金に対する県負担金です。次の行、消防費県負担金は今年度該当事業がありませんので廃目でございます。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、2 項 1 目 1 節生活バス路線維持費補助金は、乗合路線バス運行に対する県補助金で、令和 7 年度実績を基に計上しております。

次の電源立地地域対策交付金は、電源開発促進税を原資として電気の生産地にも消費地が享受する恩恵の一部を還元するため交付される交付金で、令和 9 年 3 月の運転開始を目途に、湯沢市に建設中のかたつむり山発電所の周辺自治体の一つとして県が示した配分額を計上しております。

次の乗合タクシー運行費補助金は、乗合タクシー運行に対する県補助金で、令和 7 年度実績を基に計上しております。

1 目の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 2 目民生費県補助金 1 節障害者福祉費補助金ですが、地域生活支援事業費補助金は、訪問入浴や日中一時支援などの障害者の支援事業に係る県補助金で、補助割合は4分の1です。

次のすこやか療育支援事業費補助金は、児童発達支援サービスの利用に係る県補助金で、補助割合は2分の1です。

2 節老人クラブ助成費補助金は、老人クラブ及び連合会活動に対する県補助金です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 3 節の児童福祉費補助金につきましては、主立ったものとしてすこやか子育て支援事業費補助金は、こども園保育料等の無償化措置をしておりますが、本来保護者よりご負担いただく保育料等に係る県の補助でございます。

放課後児童健全育成事業費補助金は、放課後児童クラブの運営に対するものでございます。

市町村子ども・子育て支援事業費補助金は、乳児への家庭訪問やこども家庭センターの運営等に対するものでございます。

地域子ども・子育て支援事業費補助金は、こども園への看護師配置や一時保育に対するものです。

一番下の乳児等のための支援給付事業費補助金は、令和8年度からの新たな取組であります誰でも通園制度の利用者負担を軽減するための県の補助でございます。

○福祉保健課長（大澤 修） 4節福祉医療費補助金ですが、福祉医療費に対する県制度分の補助金で、補助割合2分の1です。

5節戦没者遺族特別弔慰金事務補助金ですが、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務に要する経費に対する補助金です。

3目衛生費県補助金1節保健衛生総務費補助金ですが、母体健康増進支援事業費補助金は妊婦歯科健康診査に要する経費への県補助金で、補助基準額の2分の1を計上しております。

次の市町村健康増進事業費補助金は、健康増進法に基づき町が実施する健康診査などの健康増進事業に対する補助金。地域自殺対策緊急強化事業費補助金は自殺予防対策に対する補助金。がん検診助成事業費補助金はがん検診受診率向上のための受診助成等に対する補助金です。

次のがん患者医療費補正具助成事業費補助金は、がん患者の就労や社会参画を支援するために行う医療費補正具購入助成に対する補助金です。

1節は以上です。

○建設課長（高橋博和） 2節のうち浄化槽設置整備事業費補助金は、先ほど説明いたしました国補助金に対応する県補助です。

○農政課長（高塚 剣） 32、33ページをお願いします。

1行目の県民参加の森づくり事業費補助金ですが、七滝水の森植樹事業に対する補助金です。

○農業委員会事務局長（加藤隆輝） 4目1節農業委員会費補助金ですが、1行目の農業委員会交付金は農業委員会事務局職員の人件費に対する交付金です。機構集積支援事業費補助金は、農業委員及び事務局職員の資質向上を図るための各種研修等に参加するための経費に対する補助金です。農地利用最適化交付金はタブレット端末に係る経費に対する交付金です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、2節農業振興費補助金ですが、主なものとして、1行目の経営所得安定対策等推進事業費補助金は、地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策等推進事業に対する補助金です。

次の夢ある園芸産地創造事業費補助金ですが、園芸作物等の新規作付や規模拡大に必要な機械、施設等の導入に対する補助金で、補助率は3分の1です。

次の環境保全型農業直接支払交付金ですが、減農薬、減化学肥料の取組と合わせた堆肥施用に

よる環境保全型農業の取組に対する交付金で、補助率は4分の3です。

1行飛びまして、新規就農者研修支援事業費補助金ですが、農業研修生への研修奨励金に対する補助金で、補助率は研修先に応じて2分の1または10分の7。

次の新規就農者育成対策事業費補助金は、新規就農者の経営開始資金に加え、機械、施設等の導入に対する補助金で、経営開始資金分は年額165万円、機械、施設等導入分の補助率は4分の3です。

次の鳥獣被害防止総合対策交付金ですが、鳥獣被害対策協議会委員や鳥獣被害対策実施隊員の報酬等及び箱わなや電気柵の導入等に対する交付金で、次の、指定管理鳥獣対策事業交付金は熊、イノシシ、鹿の出没対応に要する防護用具や熊捜索用カメラの導入に対する交付金で、補助率は4分の3です。

続きまして、3節農村整備費補助金ですが、主なものとして、2行目の多面的機能支払交付金は、地域住民による水路、農道、農地の保全活動等に対する交付金で、1行飛びまして、中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産活動の維持管理等に対する交付金で、補助率は各交付金共に4分の3です。

1行飛びまして、基盤整備促進事業費補助金ですが、事業採択を目指している第二曉雨池地区の経営体育成促進換地等調整業務に対する補助金で、補助率は62.5%です。

続きまして、4節林業費補助金ですが、1行目の森林病虫害等防除対策事業費補助金は松くい虫やナラ枯れの被害防止に対する補助金で、補助率は4分の3。

次の安全・安心な森整備事業費補助金は熊等と人里との緩衝帯整備に対する補助金です。

○建設課長（高橋博和） 5目1節の木造住宅耐震改修事業費補助金は、先ほど説明いたしました住宅の耐震関連の国補助金に対応する県補助です。

○生涯学習課長（中田裕克） 次の、6目1節埋蔵文化財発掘調査事業費補助金ですが、先ほどの28、29ページの教育費国庫補助金でご説明しました県補助金分で、事業費の10分の1を計上しております。

次の学校・家庭・地域連携総合推進事業補助金ですが、みさぽーとによる学校活動への地域住民ボランティアのコーディネート経費に係る補助金で、事業費の3分の2を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人） 2節地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業補助金については、スクールガードリーダーの活動に対するものです。

3節公立小学校等給食費保護者負担軽減事業補助金については、小学校の学校給食無償化に係るもので、児童1人当たり月額5,200円の11か月分を計上しております。

6 目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一）　続きまして、7 目 1 節商工費補助金の移住支援事業費補助金ですが、首都圏からの移住者に対して国、県が連携し支援金を支給する制度で、1 世帯に100万円、単身の場合は60万円を補助するものです。件数は1 件、1 世帯分を計上し補助率は4 分の 3 です。

その下の、地方就職学生支援事業費補助金ですが、東京圏に通う大学生の秋田県内の企業の採用活動に参加するための交通費の補助金で、3 名分を計上し補助率は4 分の 3 です。

2 項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之）　3 項 1 目 1 節県広報誌類配布委託金ですが、県政だより及び県議会だよりの配布に対する委託金です。

○住民生活課長（木村英彰）　次の人権啓発活動地方委託金ですが、人権擁護委員と町内 3 小学校の児童が取り組む人権の花運動に係る委託金でございます。

○税務課長（佐々木龍悦）　34、35ページをお願いします。

2 節県民税徴収取扱交付金ですが、県民税の徴収事務に係る委託金で、令和 8 年度の納税義務者数の見込数を基に計上しております。

○住民生活課長（木村英彰）　次の 3 節人口流動調査交付金は、転入、転出などの調査に対する交付金で、下段の人口動態調査交付金は、出生、婚姻、死亡等の調査に対する交付金でございます。

○企画財政課長（深澤文仁）　次に、4 節統計調査費委託金は、学校基本調査及び経済センサス調査に係る委託金を計上しております。

○総務課長（武田浩之）　5 節選挙費委託金ですが、令和 9 年 4 月に予定の秋田県議会議員一般選挙の委託金です。

6 節総務費権限移譲推進交付金から 2 目 1 節、3 目 1 節、4 目 1 節、5 目 1 節、6 目 2 節、7 目 1 節、8 目 1 節については、県からの権限移譲による交付金です。

○建設課長（高橋博和）　6 目 1 節の冬期除雪作業委託金ですが、県道の 3 路線、車道約13キロ、歩道約 3 キロを昨年度までと同様に町が除雪する予定となっており、これに対するものとなります。

15款の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之）　16款 1 項 1 目 1 節土地貸付収入ですが、千畑工業団地、旧学校用地、旧中央行政センター及び電柱、電話柱用地などの貸付40件分を計上しております。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、2目1節利子及び配当金は、36、37ページ上段までとなり、14の基金の利子分を計上しております。基金の利子分以外として、35ページの一番下、配当金は、県南環境保全センター等の配当金を計上しております。

2目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 3目1節美郷雪華酵母独占利用料ですが、令和6年10月に締結した美郷雪華酵母の独占的通常使用権に関する契約に基づく利用料です。

1項の説明は以上です。

続きまして、2項1目1節不動産売払収入のうち土地売払収入ですが、旧六郷わくわく園跡地の宅地分譲の収入として6区画分を計上しております。

○総務課長（武田浩之） 次の、建物売払収入は存置計上です。その下の立木売払収入は仏沢地区町有林の搬出間伐1,234立米分を計上しております。

1目の説明は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克） 次の2目1節物品売払収入ですが、広報縮刷版や町史、図録、オリジナル絵本等の売払い分を計上しております。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 次の3目1節生産物売払収入ですが、ラベンダーまつり期間中のラベンダー摘み取り料などについて計上しております。

16款の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 17款1項1目1節一般寄付金ですが、存置計上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 次のラベンダー育成協力金は、ラベンダーまつり期間に寄せられるラベンダー育成のための寄付金です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、2目1節指定寄付金は、ふるさと美郷応援寄付金で、令和7年度の実績見込み等を基に計上しております。

17款の説明は以上です。

次に、18款1項基金繰入金ですが、1目1節公共施設整備基金繰入金は、公共施設の修繕、工事等に充当するため繰り入れるものです。

38、39ページをお願いします。

2目1節ふるさと美郷子ども育成基金繰入金は、子育て支援及び児童生徒の教育の充実に関する事業に充当するため繰り入れるものです。

3目1節薬用植物栽培推進基金繰入金は、生薬生産拡大推進事業に充当するため繰り入れるものです。

4目1節佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金繰入金は、子どもの感性・創造力育成事業に充当するため繰り入れるものです。

5目1節振興基金繰入金は、地域振興に資するソフト事業に充当するため繰り入れるものです。

6目1節一般廃棄物最終処分場基金繰入金は、最終処分場の維持管理費に充当するため繰り入れるものです。

18款の説明は以上です。

19款繰越金ですが、過去3年間の決算状況等を基に計上しております。

19款の説明は以上です。

○**税務課長（佐々木龍悦）** 続きまして、20款1項1目1節町税延滞金は、令和7年度と同額を計上しております。

次の2目1節過料は存置計上としております。

○**企画財政課長（深澤文仁）** 2項1目町預金利子ですが、令和7年度の預金利率等を考慮し計上しております。

2項の説明は以上です。

○**教育推進課長（佐々木寿人）** 3項1目奨学資金貸付金元金収入ですが、57人分を計上しており、滞納繰越分については、納付誓約書等により納付している方の分などを見込み、計上しております。

1目の説明は以上です。

○**商工観光交流課長（高橋晋一）** 40、41ページをお願いします。

2目1節中小企業振興貸付金元利収入ですが、貸付金の基となる預託金の元利収入です。

○**福祉保健課長（大澤 修）** 3目障害者住宅整備資金貸付金元利収入1節元金及び利子は、1件分を計上しております。

○**住民生活課長（木村英彰）** 続きまして、4項1目1節の交通災害等共済加入受託収入ですが、交通災害共済の受託事務に係るもので1,250件の加入を見込んでおります。

○**福祉保健課長（大澤 修）** 2目民生費受託事業収入1節は、いずれも介護予防事業等に要する経費について大曲仙北広域市町村圏組合から受け入れる収入です。

○**農業委員会事務局長（加藤隆輝）** 3目1節農林水産業費受託事業収入ですが、農業者年金基金業務受託収入は、農業者年金事業に係る各種届出の受付事務に係る独立行政法人農業者年金基金からの受託収入です。

特例事業等業務受託収入は、農地中間管理機構を介した農地売買の取扱業務に係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入です。

農地中間管理事業業務受託収入は、農地中間管理事業の事務手続に係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入です。

4 項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 5 項 1 目 1 節違約金と 2 節延納利息は存置計上です。

1 目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 2 目給食事業収入ですが、学校給食費受入金については、教職員及び学校給食センター職員、他制度で財源措置のある中学校特別支援教育就学奨励世帯等の給食費受入金を計上しており、滞納繰越分については、納付誓約書等により納付している方の分などを見込み計上しております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 一時保育分給食代は、これまでの実績により計上しております。滞納繰越分は存置としております。

こども園職員等給食代は150人分、こども園給食費受入金は広域受入れ幼児 4 人分を見込み計上しております。滞納繰越分は存置としております。

3 目過年度収入の 1 節国庫支出金過年度収入及び県支出金過年度収入は存置計上しております。

3 目の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4 目 1 節雑入ですが、300万円以上の額の大きなものをご説明します。

42、43ページをお願いします。

総務課関係ですが、上から 9 行目の搬出間伐事業補助金は、仏沢地区の間伐事業に対する仙北東森林組合からの補助金です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、企画財政課関係ですが、中段に秋田県市町村振興協会交付金と、秋田県市町村振興協会助成金を計上しております。これは市町村振興協会の宝くじの収益金を活用し、市町村を支援する目的で交付されるものです。

○福祉保健課長（大澤 修） 次に、福祉保健課関係ですが、下から13行目の介護予防サービス計画作成費収入は、介護予防プラン作成費用として秋田県国民健康保険団体連合会から支払われるものです。総合健診料は受診者の自己負担分を計上しております。

2 行飛びまして、後期高齢者健診事業補助金は、後期高齢者の健診に係る秋田県後期高齢者医

療広域連合からの補助金です。

44、45ページをお願いいたします。

2行目介護予防ケアマネジメント作成費収入は、介護予防日常生活支援総合事業利用者のケアプランを作成する費用として、秋田県国民健康保険団体連合会から支払われるものです。

1つ置いて、保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料は、高齢者の介護予防、フレイル予防のための保健事業等について、秋田県後期高齢者医療広域連合から委託を受けるものでございます。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、商工観光交流課関係です。

上から9行目、地元対策負担金ですが、サテライト六郷の競輪及びボートレースの売上げの0.5%について、実績を基に計上しております。

4目の説明は以上です。

○税務課長（佐々木龍悦） 次の5目1節弁償金ですが、町が交付する原動機付自転車や小型特殊自動車などの標識、いわゆるナンバープレートを紛失された場合にいただく弁償金で存置計上しております。

以上で20款の説明を終わります。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、21款町債についてご説明します。

1項1目総務債の1節生活交通対策事業債は、予約制乗合タクシー運行事業に充当するものです。

2節移住・定住推進事業債は、美郷暮らし促進奨励事業に充当するものです。

次に、2目民生債の1節高齢者福祉対策事業債は、ふれあい安心電話事業、軽度生活援助事業、豪雪地帯安全確保事業及びシニア元氣いきいき支援事業にそれぞれ充当するものです。

2節子育て支援事業債のうち過疎対策事業債は子ども医療費助成事業に、脱炭素推進事業債は仙南すこやか園照明設備LED化事業にそれぞれ充当するものです。

46、47ページをお願いします。

3節障害者福祉対策事業債は、透析通院者支援事業に充当するものです。

次に、3目土木債の1節町道新設改良事業債のうち、過疎対策事業債は橋梁長寿命化事業に、緊急自然災害防止対策事業債は道路維持管理事業に、公共事業等債は歩道整備及び舗装補修事業にそれぞれ充当するものです。

2節水質保全対策事業債は、合併浄化槽水質環境保全事業に充当するものです。

3節住環境整備事業債は、住宅リフォーム緊急支援事業に充当するものです。

4 節河川工事債のうち、緊急しゅんせつ推進事業債は河川しゅんせつ事業に、緊急自然災害防止対策事業債は河川改修事業にそれぞれ充当するものです。

5 節除排雪債は、除排雪機械整備事業に充当するものです。

次に、4 目消防債の 1 節消防施設整備事業債のうち、過疎対策事業債は消防車両更新事業に係る大曲仙北広域市町村圏組合への負担金に、緊急防災・減災事業債は秋田県次期総合防災システムに係る県への負担金及び大曲消防署東分署大規模改修事業に係る大曲仙北広域市町村圏組合の負担金に、それぞれ充当するものです。

2 節災害対策事業債は、危険空き家解体事業に充当するものです。

次に、5 目教育債の 1 節教育施設整備事業債のうち過疎対策事業債は、美郷中学校施設環境整備事業、公民館受電設備改修工事、歴史民俗資料館・屋内スポーツ館屋根防水改修事業、小学校施設環境整備事業に充当するものです。脱炭素化推進事業債は美郷中学校照明 L E D 化事業に充当するものです。

2 節教育支援事業債は、国際教育推進事業に充当するものです。

次に、6 目農林水産業債の 1 節農村整備事業債のうち、過疎対策事業債はかんがい排水事業及び経営体育成基盤整備事業に、公共事業等債はため池等整備事業にそれぞれ充当するものです。

2 節農業振興事業債は、作物転換総合支援事業、6 次産業化推進事業、サキホコレ作付応援事業、循環型農業土づくり応援事業及びスマート農業導入支援事業にそれぞれ充当するものです。

3 節畜産振興事業債は、畜産振興事業に充当するものです。

次に、7 目衛生債の 1 節保健衛生施設整備事業債のうち、過疎対策事業債は、保健センター施設整備事業に、一般廃棄物処理事業債は、中央ごみ処理センター基幹的設備改良事業に係る大曲仙北広域市町村圏組合への負担金にそれぞれ充当するものです。

2 節家庭用井戸等整備事業債は、家庭用井戸等整備事業に充当するものです。

次に、8 目商工債の 1 節商工業振興事業債は、起業家総合支援事業に充当するものです。

2 節観光施設整備事業債は、六郷温泉あったか山外灯設備 L E D 化事業に充当するものです。

これにより、町債の令和 8 年度の合計額は 7 億 4,600 万円で、令和 7 年度と比較し 7 億 4,100 万円、49.8%の減となっております。

当初予算におけるプライマリーバランスについては、歳出予算の公債費の償還元金が約 9 億 1,100 万円に対し、町債が 7 億 4,600 万円となり、償還額が約 1 億 6,500 万円上回っております。これにより、本町の財政運営の基本となる財政比率を確保しており、引き続き財政の健全化に留意してまいります。

歳入の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時54分）

（午前11時05分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続けてください。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、職員の人件費の概要について、給与費明細書にてご説明しますので、176ページをお願いします。

特別職として、町長、副町長、教育長、町議会議員、その他の特別職308人分並びに会計年度任用職員251人を含む一般職457人分の報酬、給料、職員手当及び共済費を計上しております。

1の特別職の町長、副町長、教育長及び町議会議員ですが、令和7年度との比較で合計で1,137万1,000円の減で、在職議員数の減少に伴う報酬及び期末手当の減などが主な要因です。

また、その他の特別職の報酬が498万9,000円の減で、各選挙における投票管理者や立会人報酬の減、国勢調査における調査員報酬の減などが主な要因です。

177ページをお願いします。

2の一般職ですが、令和7年度との比較で合計で1億5,984万2,000円の増です。このうち、アの会計年度任用職員以外の職員ですが、職員数の増や給与改定及び昇給により給料が3,991万円、職員手当が6,297万6,000円、共済費が895万9,000円の増で、合計で1億1,184万5,000円の増です。

その下の職員手当の内訳ですが、各選挙に係る時間外勤務手当の減、議案第12号でご説明した危険鳥獣捕獲等作業に係る特殊勤務手当の増、支給率改定に伴う期末勤勉手当の増や退職手当組合負担金の普通負担金率の改定による増などが主な増減要因です。

イの会計年度任用職員ですが、給与改定により報酬、給料及び職員手当がそれぞれ増となり、合計で4,799万7,000円の増です。

その下の職員手当の内訳ですが、支給率改定に伴う期末・勤勉手当の増などが主な増減要因です。

人件費の概要は以上ですので、以降、各款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

引き続き、人件費以外の歳出についてご説明をします。

48、49ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目議会費ですが、議員報酬、議会活動、議会運営に関する経費が主なものです。このうち 7 節報償金には、美郷町議会議員なり手不足対策検討会の委員への報償金10万8,000円が含まれております。

2 目議会広報広聴費ですが、10節印刷製本費にみさと議会だよりの発行に係る経費のほか、次のページに移りまして、14節には議会本会議録画配信に向けて議場映像設備改修工事に係る経費を計上しております。

1 款の説明は以上です。

続きまして、2 款 1 項 1 目一般管理費ですが、56、57ページ上段までとなります。

文書管理や庁舎管理及び各出張所業務をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員の能力向上のための研修費や厚生関係の経費などを計上しております。

主なものといたしまして、1 節報酬の産業医報酬は、議案第11号でご説明をしましたが、産業医の業務の増加や職員の健康相談の機会が増えており、学校医と同額の年額20万円を計上しております。3 行目の公文書管理委員会委員報酬は、議案第 8 号でご説明をしました公文書管理委員会の委員報酬になります。

52、53ページをお願いします。

7 節報償金は、公共施設等総合管理計画及び実施計画策定に係る外部委員報償及びアドバイザー報償になります。

12節委託料のうち、4 行目の調査委託料と 8 行目の設計監理委託料は、旧南行政センター 1 階に公文書の保管場所を集約化し、公文書館機能を整備するために実施するアスベスト調査及び実施設計委託料になります。

その 2 つ上に戻りまして、固定資産台帳整備支援業務委託料は 5 目の財産管理費からの予算科目替となります。

54ページ、55ページをお願いします。

5 行目の行政手続整備支援業務委託料ですが、行政手続法に基づき、ウェブ上で公開している審査基準及び標準処理期間について公開してから一定年数が経過しており、更新に係る経費を計上しております。その下の職員研修事業委託料ですが、カスタマーハラスメントへの対応として、クレーム対応研修に係る経費となります。

14節庁舎敷地内白線設置工事ですが、経年劣化等により見えにくくなっている庁舎敷地内の白線設置に係る経費を計上しております。

17節庁舎備品は事務用椅子15脚、会議用椅子12脚及び電算室の入退室管理用の防犯カメラ1台の購入費、その下の公会計用パソコンは固定資産台帳管理システム用のパソコン1台の購入費です。

1目の説明は以上です。

56、57ページをお願いします。

2目行政推進費ですが、主なものとして、行政区の機能強化に係る経費として、18節に行政区活動支援交付金を、コミュニティセンター施設管理費として12節の設計管理委託料と14節に金沢コミュニティセンター屋根改修工事に要する経費を計上しております。

交通施策事業では、飯詰駅舎の管理費などのほか、18節に乗合タクシー運行や路線バス維持対策費に係る経費を計上しております。このうち乗合タクシーについては、これまでの地域乗降所を廃止し、利用者自宅前の公道での乗降とする、いわゆる戸口運行を令和8年4月1日から実施いたします。

共同参画のまちづくり事業では、12節に住民活動センターの指定管理委託料や、同施設の照明LED化に係る設計管理委託料を、17節には住民活動センターの管理予備品の購入費を計上しております。

出会い・結婚支援事業では、18節に出会い創出事業費補助金や、秋田結婚支援センター入会登録料助成金、さらに新婚世帯の住宅取得等に対する助成を行う結婚新生活支援助成金などを計上しております。

地域コミュニティ推進事業では、18節に行政区及びボランティア団体等が行う特色ある事業に対して助成する活力ある地域づくり事業費補助金や、地域の集会施設整備などに対して助成する地域活動拠点整備事業費補助金を計上しております。

そのほか、こども園での国際教養大学の学生と園児との交流活動に係る経費や、美郷フェスタ開催に要する経費、男女共同参画の推進に要する経費を計上しております。

2目の説明は以上です。

続きまして、3目文書広報費ですが、主なものとして、広報みさとの発行経費、町公式ホームページ、テレビ回覧板及び町公式LINEの管理経費、ご意見はがきや町政お気づきモニター、行政講座開催に要する経費を計上しております。このうち、12節ホームページ管理委託料は、ホームページ用の写真撮影、動画撮影、特別ページ編集作業等の保守にかかる経費となります。また、13節にホームページ及びテレビ回覧板使用料、公式LINEアカウント利用料を計上しております。

3 目の説明は以上です。

○会計管理者兼出納室長（照井 修） 次に、4 目会計管理費ですが、会計全般に係る事務経費が主なものでございます。

60、61ページの上段をお願いします。

10節は事務用消耗品、諸用紙の印刷代、書籍の追録代などです。11節は口座振替や振込に係る手数料です。12節は口座振込通知書を自動で送信するシステムを現システムに新たに追加するための導入委託料です。13節は公金レジの借上料です。

4 目の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、5 目財産管理費ですが、主なものといたしまして、町有施設、土地などの普通財産の管理、公用車及び町有バス等の維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理などに係る経費を計上しております。

このうち、12節委託料の4 行目調査委託料と、7 行目測量調査委託料は、旧志ら梅酒造店跡地を公園広場として整備する調査測量及び詳細設計、開発行為申請に要する経費になります。また、13行目、町有林保育事業委託料は、仏沢地区の12.98ヘクタール分の搬出間伐の経費を計上しております。

5 目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 次の62、63ページをお願いします。

6 目企画費ですが、総務課関係では、美郷大使の来町に関する経費、名刺作成経費等として、7 節、8 節、10節、11節に関連予算を計上しております。

企画財政課関係では、ふるさと納税の推進に要する経費として、7 節、10節、11節、12節に関連予算を計上しております。

7 節では報償金に返礼品に要する経費として3,500万円を、10節では消耗品費に展示品サンプルとして2 万円を、11節では手数料にふるさと納税ポータルサイトへの手数料として1,100万円をそれぞれ計上しております。

次の64、65ページをお願いします。

12節委託料の下から2 行目、ふるさと納税支援業務委託料として、返礼品発送業務、寄付金管理業務等に係る委託料を計上しております。

商工観光交流課関係では、美郷暮らしサポート事業、環境配慮型美郷暮らし整備事業、ふるさと会事業、地域間交流推進事業、連携企業交流推進事業、地域おこし協力隊に要する経費が主なものです。

62、63ページにお戻り願います。

7節報償費では、ふるさと会への提供品や、東京都大田区をはじめとした自治体交流に係る協賛品等に要する経費を計上しております。

12節委託料では、環境配慮型美郷暮らし整備事業関連で、登記事務委託料として旧六郷わくわく園跡地の宅地造成に係る分筆及び地積更正に係る登記事務の委託料を、その下の測量調査委託料として測量境界確認に係る測量等の委託料を、さらにその下の看板等製作委託料として、造成地に設置する宅地販売をPRする看板の製作委託料を。

次の64、65ページをお願いします。

65ページ一番上の動画作成業務委託料は、宅地販売のメインターゲットとしている若者向けにPRするための動画作成の委託料をそれぞれ計上しております。

また、12節の一番下の行、換金業務委託料ですが、生活支援券給付事業として、福祉保健課で実施している生活支援緊急助成事業の対象とはならない世帯に対し、1世帯当たり2万5,000円を給付する事業として5,000世帯分の換金代金のほか、口座振込手数料等を計上しております。

13節使用料及び賃借料は、連携企業や自治体交流等に係る経費のほか、車両借上料として、地域おこし協力隊の車両の年間リース料を計上しております。

14節工事請負費は、旧六郷わくわく園跡地等の分譲地に設置するごみ集積場3基分の設置工事費用を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金の主なものとしまして、上から4行目、美郷暮らし促進奨励金については、新・増築34件、リフォーム等10件、合計44件分を見込んで計上しております。

その2行下、移住支援事業費補助金ですが、国の制度として首都圏からの移住者に対し、単身者には60万円、2人以上の世帯には100万円を移住支援金として支給するもので、1世帯分を計上しております。

さらに2行下、空き家等活用移住定住促進事業補助金は、空き家等を有効活用し、定住、移住につなげることを目的とした分譲用宅地整備、分譲住宅建設及び賃貸住宅の建設に対する補助金です。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、7目電子計算費ですが、66、67ページの中段までとなります。デジタル化推進に係る経費、電算システムの安定稼働のための管理経費、庁舎コピー機の利用に係る経費、町所有のイントラネットケーブルの維持管理経費等を計上しております。

12節2行目、電算機器類設定委託料は、住民からのよくある問合せをAIが学習し、自動的に

回答するA I F A Qシステムの導入に係る経費及び基幹系業務端末L G W A N端末のオフィスソフトの更新作業に係る経費等を計上しております。

13節の3行目、電算機器借上料は、ネットワーク機器、仮想サーバー及び事務用パソコン等のリース料を計上しております。

66、67ページをお願いします。

2行目の電算システム使用料は、電子申請システム、キャッシュレス端末P O Sシステム及び地方公共団体情報システムの標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウド及び基幹系業務端末L G W A N端末のオフィスソフトの各使用料等を計上しております。

14節は、イントラネット光ファイバーケーブル支柱移転等に係る工事費等を計上しております。

17節は、業務用パソコンなど電算機器の購入費を計上しております。

18節は、マイナンバー関連システムを管理する地方公共団体情報システム機構の中間サーバー等利用負担金、県が支援するC I O補佐官の派遣に係る市町村支援負担金及び秋田県町村電算システム共同事業組合の負担金等を計上しております。

7目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、8目交通安全対策費ですが、交通安全の啓蒙指導、交通安全施設の整備、チャイルドシートの購入補助、令和8年度より新たにドライブレコーダー設置費補助を実施してまいります。

7節の報償金は、交通指導員15名分の報償金を計上しております。

10節の修繕料では、カーブミラーなどの安全施設の修繕を見込むほか、14節では、カーブミラーの新規設置工事費を計上しております。

また、18節では関係団体への負担金及び補助金のほか、チャイルドシート購入補助金30件分に加え、新たにドライブレコーダー設置費補助金を新設いたします。これは、運転者の安全意識、運転意識の向上と、万一事故に遭遇した場合の原因特定の一助になることに加え、移動する防犯カメラとして防犯意識の向上も図ることを目的として、1世帯当たり2台まで、補助率2分の1以内、補助上限1台当たり3万円とし100件分を計上しております。

8目の説明は以上です。

続きまして、9目防犯対策費ですが、犯罪や事故のない明るい社会づくりのための防犯活動や防犯灯の整備などを実施してまいります。

7節報償費では、防犯指導員6人分の報償金を計上しております。

10節の光熱水費では、防犯灯2,887基分の電気料を、次の修繕料では防犯灯自動点滅器等の修繕、交換等を予定しております。

次のページ、68、69ページをお願いします。

14節では、防犯灯8基分の設置工事費のほか、新規事業として街頭防犯カメラを3基設置する工事費を計上しております。これは第3次総合計画の防犯対策の充実の一つとして、家庭用防犯カメラ購入費補助制度の継続とともに、主要な町道交差点等で通学路となっている箇所への街頭防犯カメラを設置し、防犯意識の向上と不審情報の早期解決を図るもので、年次計画により次年度以降も増設する予定です。

18節では、関係団体への補助金等のほか、家庭用防犯カメラ購入費補助を令和7年度に引き続き行うもので、1世帯1回補助率2分の1以内、補助上限3万円で40件分を計上しております。

次の10目諸費ですが、秋田県防衛協会への会費及び町自衛隊家族会の補助金を計上しております。

○福祉保健課長（大澤 修） 11目豪雪地帯安全確保事業費12節雪下ろし等支援事業委託料ですが、在宅の独り暮らし高齢者等に対する雪下ろし等の支援として費用負担の軽減を図るものです。

1項の説明は以上です。

○税務課長（佐々木龍悦） 続きまして、2項1目税務総務費ですが、税務一般に係る事務経費を計上しております。

70、71ページをお願いします。次の2目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴収に係る経費として、納税通知書や封筒の印刷費、電算システムの保守、固定資産の調査や評価に係る委託料などを計上しております。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3項戸籍住民基本台帳費を説明いたします。人権擁護に関するもの、戸籍謄本、住民票、印鑑証明、マイナンバーカードの発行や記録保持に要する経費及びこれらに使用する機器の保守費用が主なものでございます。

72、73ページをお願いします。

10節需用費は、人権擁護委員と町内3小学校児童が取り組む人権の花運動に要する花の苗、土、肥料代等を計上しております。

12節の個人番号カード申請促進業務委託料は、現在82%を超えたマイナンバーカード保有率をさらに向上するよう、町が出向いて申請受付する業務の一部委託を計上しております。

18節の上から3段目、地方公共団体情報システム機構負担金は、住民票などのコンビニ交付に係る負担金でございます。

以上で3項の説明を終わります。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4項1目選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を計上しております。

2目選挙啓発費は、明るい選挙推進協議会委員の活動に係る報償金、3目秋田県議会議員一般選挙費は、令和9年4月予定の同選挙の準備等に係る経費を計上しております。

74、75ページをお願いします。

秋田県知事選挙費、参議院議員選挙費及び美郷町議会議員一般選挙費は廃目となります。

4項の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、5項統計調査費ですが、1目統計調査総務費は、統計功労者表彰時の額の購入費等を計上しております。

2目基幹統計費は、学校基本調査及び経済政策調査に要する経費を計上しております。

5項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、6項1目監査委員費ですが、監査委員報酬や費用弁償など監査に要する経費を計上しております。

2款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 76、77ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費ですが、79ページ中段までとなります。生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等社会福祉に関わる各種団体への補助が主なものです。

78、79ページをお願いします。

令和7年度比較における増額の主なものは、社会福祉協議会補助金が人件費増加への対応として36万9,000円の増。福祉センター管理費補助金が、施設老朽箇所の修正分等を追加し62万9,000円の増にて計上しております。また、令和7年度当初予算では、自治体情報システムの標準化に伴う福祉台帳システム改修に要する経費を本目に約650万円を計上していましたが、改修完了により減額の主な要因となっています。

2目障害者福祉費ですが、81ページ中段までとなります。多くが障害者総合支援法に基づく事業に係るもので、日常生活用具の給付や補装具の給付、介護給付訓練等給付費における障害福祉サービスが主なものでございます。

80、81ページをお願いいたします。

令和7年度比較の増減の主なものは、19節扶助費における実績等によるもので、生活介護や共同生活援助等に係る介護給付訓練等給付費が約1,500万円の増。児童発達支援等に係る障害児通所支援給付費が約1,900万円の減にて計上しております。

なお、19節一番下の軽度・中等度難聴者補聴器購入費は、補助上限単価5万円で25件分を計上しております。

3目高齢者福祉費ですが、83ページ下段までとなります。美郷町高齢者福祉計画に基づく介護予防対策や認知症施策の推進を図るための経費が主なものです。令和7年度比較の増減の主なものですが、12節委託料、下から4行目の老人福祉センター管理委託料は、指定管理施設に係る委託料ですが、施設管理費収支の精査により指定管理料として100万円を増額しております。

82、83ページをお願いいたします。

ページ中段、同じく12節委託料の一番下の地域自立生活支援事業委託料は、傷病等により調理が困難な高齢者の方への配食サービスに係る委託料ですが、提供数6,500食を見込み、また、食材料費高騰による単価増も含め、約100万円を増額計上しております。

18節負担金、補助及び交付金3行目の大仙美郷介護福祉組合負担金は、施設の大規模修繕負担金の減などにより675万9,000円の減となっております。

なお、19節扶助費、福祉サービス利用料助成金として、シニア元氣いきいき支援事業による、町内に住所を有する65歳以上の方へのはり・きゅう・マッサージ施術費、温水プールを含む温泉施設利用料、バス、タクシー運賃の助成に係る経費を計上しております。

4目医療給付費は、85ページ中段までとなりますが、国民健康保険、後期高齢者医療及び福祉医療等に関して一般会計で負担する費用を計上しております。

1項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2項1目児童福祉総務費は、84ページ中段から87ページ中段までとなっております。こども家庭センターの運営や妊産婦等への支援事業等に係る経費を計上しております。

85ページ下段の7節出生祝金は、町からの祝金で1人につき5万円を50人分計上しております。

86、87ページをお願いいたします。

12節の妊婦支援金芽米贈呈事業委託料は、株式会社東洋ライスと秋田おばこ農業協同組合との包括連携事業によるもので、妊婦の健康を保つ一助となるよう、栄養価の高い金芽米の贈呈に当たり、購入、発送等業務に要する経費を計上しております。

産後ケア施設利用委託料は、産後の心身の負担軽減を図るための出産後の母子のケア、育児のサポート等を行う産後ケア施設の通所利用料を支援するものです。

子育て短期支援事業委託料は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育する事業となります。

18節下から2段目の妊婦等遠方分娩取扱施設等交通費等補助金は、里帰り先も含め、自宅から最も近い病院などの分娩取扱施設までの移動時間がおおむね60分以上かかる施設で出産する必要がある妊婦等に対し、施設までの移動に係る交通費等の一部を助成するものです。

2目ひとり親家庭福祉費は、独り親家庭への支援として小中学校卒業予定者40人に送るお祝い記念品に係る費用を7節に計上しております。

3目児童福祉施設費は、91ページまでとなります。町内24か所の児童遊園地の管理や認定こども園の管理運営に係る経費を計上しております。

はじめに、こども園の園児数ですが、378人を見込んでおります。

1節報酬の内科医師、歯科医師及び薬剤師報酬は、町内こども園3園の園医等への報酬となります。

3節下段の特殊勤務手当は、こども園の正職員の育児休業等への対応のため会計年度任用職員を担任とした際の手当で、3人分を計上しております。

88、89ページ中段をお願いします。

12節の施設管理委託料は、児童遊園地の管理に係る自治会への委託料などです。

90ページ、91ページ上段をお願いいたします。

保育業務委託料は、本町の児童が町外の認定こども園等に入所する場合の委託料で、16人分を計上しております。

給食業務委託料は、こども園の給食調理に係る一般社団法人美郷町学校給食協会への委託料です。

14節工事請負費は、笹巻、石神児童遊園地への遊具設置工事のほか、仙南すこやか園施設改修等工事にて照明設備のLED化や非常用発電機の更新等を計上しております。

17節のこども園備品は、千畑なかよし園の整理棚などの購入予算を計上しております。

給食用備品は、わくわく園のスチームコンベクションオーブンや、すこやか園の炊飯釜などの購入予算を計上しております。

4目子育て支援費は93ページまでとなります。

放課後児童クラブ、子育て支援拠点施設の管理運営及び子育て支援事業に係る経費を計上しております。

はじめに、放課後児童クラブの利用者ですが、289人を見込んでおります。

7節報償金は、拠点施設等での妊産婦や子育て世帯を対象とした講座等での講師謝礼や、拠点施設での連携企業とのイベント時の謝礼などとなります。

10節消耗品費及び食糧費は、放課後児童クラブにおける教材費や補食代が主なものとなります。印刷製本費は、拠点施設のパンフレットの印刷にかかるものです。光熱水費は、拠点施設の水道料、電気料が主なものとなります。

92、93ページをお願いいたします。

12節下段の放課後児童クラブ支援業務委託料は、長期休業期間に不足する支援員を確保するため、シルバー人材センターからの派遣に係る経費を計上しております。

その下のイベント開催等委託料は、拠点施設において、おもちゃを知る、遊ぶなどの講座開催等に係る経費を計上しております。

13節システム使用料は、拠点施設での光回線機器、デジタル遊具、レジ管理サイトなどの利用料となります。

14節わくわく児童クラブ施設改修等工事は、掲示板の設置工事、仙南っ子児童クラブ施設改修等工事は、風除室ドア改修工事などとなります。

17節放課後児童クラブ備品は、千畑めだか児童クラブの暖房機、六郷わくわく児童クラブの本棚、沐浴指導用人形は拠点施設での指導時の使用として購入予算を計上しております。

18節の病児・病後児保育利用料助成金は、子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育施設利用料の2分の1を助成するものです。

19節扶助費の子育てのための施設等利用給付費は、3歳以上の児童が認可外保育施設等を利用する際の費用を給付するもので、1人分を計上しております。

すこやか子育て支援事業助成は、広域入所者の保育料等を助成するもので、16人分を計上しております。

子育てファミリー支援事業助成は、第3子以降のお子さんが生まれた家庭を対象に、予防接種やおむつの購入などに対し年間1万5,000円を上限に助成するもので、60人分を計上しております。

続きまして、5目児童措置費は95ページ上段までとなっております。児童手当に要する費用や児童福祉施設入所に要する費用でございます。

2 項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰）　続きまして、3 項災害救助費ですが、火災、暴風、豪雪、洪水等の被害に遭われた世帯に対し、災害罹災者見舞金並びに災害弔慰金を支給するため計上しております。今冬の災害、雪害におきましては、災害救助法が適用するものとなり、雪害によりお亡くなりになられたお二人のご遺族に対し、美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給するものです。

以上で3 款の説明を終わります。

○福祉保健課長（大澤　修）　4 款1 項1 目保健衛生総務費ですが、99ページ上段までとなります。保健センター管理費、セルフケア推進事業、心の健康づくり事業のほか、少子化対策として、不妊治療等への助成や未熟児に対する医療給付費用を計上しております。本目で予算措置しております健康管理システムの標準化につきましては、令和7 年度に移行業務を終え、令和8 年3 月運用開始となりますが、96、97ページの12節委託料にて、各種制度改定に対応するための改版対応業務としてデータ標準化業務委託料を計上、13節使用料及び賃借料にて、クラウド保守回線の12か月分利用料として電算システム使用料を計上しております。

また、14節工事請負費において、老朽化による雨漏りを解消し、施設機能の維持及び長寿命化を図るため、保健センター施設改修等工事として屋上防水工事に係る経費を計上しております。

98、99ページをお願いします。

2 目予防費ですが、101ページ下段までとなります。妊婦健診、乳幼児健診、がん検診及び各種予防接種に係る経費を計上しております。

12節委託料、予防接種委託料のうち新型コロナワクチン予防接種委託料は、生活保護受給者の方を除き助成単価を7,800円とし、400人分312万円を計上しております。また、令和7 年度から定期接種となりました帯状疱疹ワクチン予防接種委託料は、令和7 年度実績を踏まえ365万円増の590万円を計上しております。

なお、成人用肺炎球菌ワクチンが令和8 年4 月より新ワクチンへ切替え予定であり、免疫効果は高まるものの、接種費用が増額することから、助成単価を従来の3,000円から4,000円へ引き上げ、生活保護受給者の方への全額助成分を含め、45万5,000円を計上しております。

2 目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰）　続きまして、3 目環境衛生費ですが、水環境保全、狂犬病対策、不法投棄監視、墓地公園の管理、斎場に関する負担金等の予算を計上しております。

次のページ、100、101ページをお願いします。

7 節報償費ですが、不法投棄の監視や防止活動を行う不法投棄監視員 7 人分の報償金を計上しております。

12 節委託料の町営墓地管理委託料は、町営墓地の維持管理費のほか、敷地内の老木の伐採費等を計上しております。

14 節の墓地公園トイレ解体工事は、金沢西根字上糠渕にあります美郷町墓地公園敷地内にありますくみ取り式トイレにつきまして、老朽化と利用者些少により解体したく計上しております。

18 節の大曲仙北広域市町村圏組合斎場費負担金は、構成市町の人口に応じて負担するもので、斎場運営に関する負担金を計上しております。

次の段、斎場使用料負担金ですが、歳入の使用料にも同額を計上しており 380 件分でございます。

続きまして、2 項 1 目清掃費ですが、家庭ごみの収集運搬、処理及び処分に関する費用が主なものでございます。

102、103 ページをお願いします。

12 節の再商品化製品品質分析業務委託料は、家庭から出されたプラスチックから再商品化された製品が国が定めた基準値に適合しているかを調査し、報告するためのものです。

その下、ごみ収集業務委託料は、町内 342 か所のごみ収集所から収集し広域中央ごみ処理センターへの運搬費用でございます。

廃棄物運搬委託料は、回収されたプラスチックを広域中央ごみ処理センターから再商品化事業者である湯沢クリーンセンターまでの運搬費用を大仙市と案分により負担するものです。

その下、廃棄物減量等推進委託料は、各行政区の廃棄物減量推進委員に対し廃棄物減量に関する配布等を委託するものです。

3 つ下の有料ごみ袋作成委託料は、原材料単価の上昇及び厚さを増やし、破れにくくする設計とするため増額となっております。

18 節の大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金の主なものは、中央ごみ処理センターにおいて老朽化している設備の機能回復を目的に、循環型社会形成推進交付金を活用して、令和 7 年度から令和 10 年度まで基幹的整備改良工事が実施されるもので、令和 8 年度事業費は約 10 億 5,400 万円となっております。これに係る町負担金は 2 億 6,767 万 2,000 円です。また、施設管理費負担金は 888 万 5,000 円。中央し尿処理センター運営費負担金として 2,530 万 2,000 円を計上しております。

以上で 2 項の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和） 3 項 1 目水道費ですが、18節は本堂城回簡易水道組合が実施する水質検査に対する補助金、27節は水道事業会計への繰出金となります。

4 款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、5 款 1 項 1 目労働諸費ですが、町技能功労者表彰に要する経費として、1 節、7 節、10節及び12節に関連予算を計上しております。

次の104、105ページをお願いいたします。

18節では関係団体への負担金のほか、下から 2 行目、職業訓練等支援事業補助金及びその下の資格取得サポート事業補助金では、求職者や就業者の技能講習や資格取得費用を助成し、職業能力向上を支援する経費を計上しております。

2 目雇用対策費18節の 1 行目、企業人材獲得支援事業補助金ですが、雇用環境の活性化等を目的に、複数の企業によるインターンシップ事業や参加企業の受入れ体制整備に対する補助金です。

その下の雇用促進支援金ですが、町内の雇用環境の維持と経済活動の活性化を図るために、新たに町民を雇用した町内事業者への支援金を計上しております。

次の、雇用機会創出支援事業補助金は、労働環境の売り手市場を踏まえ、企業の人材獲得率を向上させる手段としてインターンシップに取り組む企業への補助金として、交通費及び宿泊費に関する助成で、1 企業当たり最大 3 名まで 9 人分を計上しております。

さらに、その下の中小企業の仕事と子育て両立支援応援事業補助金ですが、令和 8 年度からの新規事業で、町内事業者の仕事と子育てへの両立支援への取組を促進し、子育てへの応援の機運を醸成し、働きやすい環境づくりを支援するための補助金です。法律で定められた年次有給休暇とは別に設ける特別休暇により、配偶者出産休暇や子供の看護休暇等を新たに設ける事業者に対して、1 事業者 1 回限りの補助金として20万円支給するもので、5 事業者分を計上しております。

5 款の説明は以上です。

○農業委員会事務局長（加藤隆輝） 続きまして、6 款 1 項 1 目農業委員会費ですが、農業委員会の事務に要する経費を計上しております。1 節の報酬は農業委員の報酬を、7 節の報償費は令和 8 年 7 月19日をもって任期満了となる農業委員の改選に伴う農業委員候補者の選定委員の報償費を、8 節の旅費は農地中間管理機構の機構集積支援事業による農業委員及び事務局職員の資質向上を図るための各種研修等に参加するための経費を計上しております。

106ページ、107ページをお願いします。

11節の役務費及び13節の使用料及び賃借料は、タブレット端末に係る通信費とシステム利用料を、18節の負担金、補助及び交付金は、秋田県農業会議ほか関係機関への負担金などを計上しております。

1 目の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、2 目農業総務費ですが、主なものとして、10節は農政課が管理する公用車の管理等に要する経費を計上しております。

2 目の説明は以上です。

続きまして、3 目農業振興費ですが、町推奨作物、生薬、サキホコレ等の生産拡大、スマート農業、堆肥による土づくり、6 次産業化などの農業振興関連予算のほか、経営所得安定、鳥獣被害防止、病虫害防除などの各種対策予算を計上しております。

1 節の鳥獣被害対策実施隊隊員報酬ですが、年報酬から出勤の目的や回数に応じた報酬に見直し、1,598回分を計上しております。

108、109ページをお願いします。

8 節の費用弁償ですが、鳥獣被害対策実施隊の業務に用いる弾薬や車両燃料に対する費用弁償です。

10節の消耗品費ですが、有害鳥獣駆除に用いる箱わな用の餌等のほか、熊等の出没対応に要する防護用具等が主なものです。

11節の通信運搬費は、熊出没時等の緊急連絡用の携帯電話 1 台分です。

12節ですが、主なものとして、薬樹の森健康公園の管理、薬用植物の試験栽培や栽培指導、熊等と人里との緩衝帯整備のための下刈り業務の各委託料を計上しております。また、5 行目の薬樹の森づくり活動植樹事業委託料ですが、同植樹場所の下刈りや間伐業務、次の薬樹間伐材製品製作委託料は、植樹したホオノキの間伐材を有効活用した P R グッズの製作業務、1 行飛びまして、東北大学大学院連携事業委託料は、同大学院農学研究科との連携による美郷雪華の調査分析等の業務です。

13節の車両借上料は、捕獲解体した熊等の運搬に要する車両 1 台分です。

17節ですが、熊捜索用の熱源感知カメラ 1 台と緊急設置用の電気柵が主なものです。

18節ですが、110、111ページをお願いします。

主なものとして、1 行目の経営所得安定対策等推進事業補助金ですが、地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策等推進事業に対する補助金です。

5 行飛びまして、農業用無人航空機操縦者育成事業補助金ですが、令和 8 年度から対象者に認

定農業者等の担い手を追加し15件分を計上しております。1行飛びまして、狩猟免許新規取得支援事業補助金ですが、令和8年度から補助率を3分の2から全額補助に拡充するとともに、補助金上限額を廃止し5件分を計上しております。

次の、鳥獣被害対策協議会補助金ですが、協議会の事務費のほか、箱わなやくくりわなの導入等に対する補助金です。

2行飛びまして、有害鳥獣誘引樹木伐採事業補助金は、令和8年度から令和9年度にかけて集中的に伐採を促進したく、補助率を2分の1から3分の2に拡充し、75本分を計上しております。次の、薬用植物栽培支援事業補助金は、生薬の栽培1ヘクタール分及び出荷量400キログラム分を計上しております。

次の、生薬の里美郷構想推進事業補助金ですが、株式会社美郷の大地が実施するカンゾウの出荷調製に要する洗浄機1台と調製時に発生する残渣の廃棄物処理機1台の導入に対する補助金で全額補助です。

次の、夢ある園芸産地創造事業費補助金は4件分を計上しております。

3行飛びまして、サキホコレ作付応援事業補助金は、令和8年度から栽培方法に応じた補助率2分の1または4分の1から3分の1または6分の1にそれぞれ見直し、320ヘクタール分を計上しております。

次の、スマート農業導入支援事業補助金は40件分を計上しております。

1行飛びまして、環境保全型農業直接支払交付金ですが、交付単価は取組面積10アール当たり3,600円で120ヘクタール分を計上しております。

3目の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時55分）

（午後 1時00分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続けてください。

○農政課長（高塚 剣） 110、111ページをお願いします。

4目担い手対策費ですが、農業者の確保及び担い手や農業法人の育成などの関連予算を計上しております。

18節ですが、主なものとして、5行目の営農継続支援事業補助金は、令和8年度から被担い手

の対象年齢要件を63歳未満から65歳以下に緩和し、15件分を計上しております。

次の、新規就農者研修施設負担金は2人分、次の新規就農者育成総合対策事業補助金は4人分をそれぞれ計上しております。

112、113ページをお願いします。

5行目の農業法人経営継承支援事業補助金と、次の農業法人第三者継承支援事業補助金は、町の新規事業になります。

はじめに、農業法人経営経常支援事業補助金ですが、農業法人の経営継承に向けた中小企業診断士等に依頼する費用や、後継人材確保に向けた雇用環境整備に対して、県事業の規模要件20ヘクタール以上を満たせない農業法人に対し、町単独で補助するものです。対象法人は、町内に所在地を要する集積が20ヘクタール未満の認定農業法人です。また、後継人材等の確保に向け、65歳以下の外部人材を主たる従事者として受け入れている、または翌年度までに受け入れる計画を有していることが要件になります。補助対象は中小企業診断士等に依頼する費用及び施設の整備改修費となります。補助率は2分の1で、補助金上限額ですが、中小企業診断士等に依頼する費用分は15万円で、補助期間は最長2年間、施設等の整備改修費分は50万円で各1法人分を計上しております。

次に、農業法人第三者継承支援事業補助金ですが、営農継続が困難な継承元の農業法人から農地を引き継いで農業を継続する継承先の農業法人に対する補助金です。対象者は町内に所在地を有する農業法人で、補助要件は継承元の農業法人の農地のうち、受け手がいない町内の農地の全部を引き継ぐこと及び引き継ぐ農地の面積は5ヘクタール以上であること、また、農地を引き継いだ後1年以内に当該農地に作付することなどになります。補助金額は、引き継いだ町内の農地で作付した面積10アール当たり5,000円で10ヘクタール分を計上しております。

4目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一）　続きまして、5目農業振興施設管理費ですが、道の駅、ニテコ名水庵、手づくり工房湧子ちゃん、あったか山直売所などの運営に係る経費を計上しております。

10節需用費から13節使用料及び賃借料までは、各施設の維持管理及び設備に関する経費を計上しております。

14節道の駅施設改修等工事では、外壁塗装に係る工事費用を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金では、道の駅連絡会など関連団体に対する負担金や会費を計上しております。

5 目の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、6 目畜産業費ですが、畜産振興及び堆肥センターやアクティセンターの関連予算を計上しております。

114、115ページをお願いします。

10節の修繕料ですが、堆肥センター及びアクティセンターの機械等の突発的な故障のための修繕料です。

12節ですが、主なものとして、1 行目のアクティセンター管理委託料は、同施設の指定管理料です。

18節ですが、主なものとして、5 行目の優良牛飼育奨励事業補助金は30頭分を計上しております。

6 目の説明は以上です。

続きまして、7 目農村整備費ですが、基盤整備事業、土地改良事業、日本型直接支払交付金事業などの関連予算のほか、農村公園等の関連予算及び下水道事業会計への繰出金を計上しております。

12節ですが、主なものとして、1 行目の施設管理委託料は、農村公園等の管理業務、4 行飛びまして、基盤整備関連計画等作成業務委託料は第二暁雨池地区の計画策定業務や換地等調整業務です。

116、117ページをお願いします。

14節ですが、野際農村公園のトイレ解体工事及び北運動公園施設のスロープ設置工事です。

18節ですが、主なものとして、上から4 行目の県営基盤整備事業費負担金は、金沢地区、明田地野際地区、太田南部地区、大坂善知鳥地区の4 地区分、次の県営基盤整備事業調査計画費負担金は、新規採択を目指している六郷西部第二地区から分離した美郷南町地区と、第二暁雨池地区の2 地区分、1 行飛びまして、県営事業費負担金は、下堰・三百石堰地区のかんがい排水事業や、金沢4 地区及び金沢9 地区のため池等整備事業などの7 地区分です。

7 行飛びまして、多面的機能支払交付金は、15組織分、次の中山間地域等直接支払交付金は3 組織分です。

27節の下水道事業会計繰出金は、農業集落排水事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るための繰出金です。

7 目の説明は以上です。

続きまして、2 項1 目林業費ですが、水源涵養、林道整備、森林管理などの関連予算を計上し

ております。

12節ですが、主なものとして、1行目の測量調査委託料は、林道七滝山線整備工事の測量設計業務、次の七滝「水の森」植樹事業委託料は、同植樹場所の下刈り業務、1行飛びまして、森林病虫害等防除委託料は、松くい虫やナラ枯れ被害防止のための伐倒駆除や薬剤地上散布業務です。

118、119ページをお願いします。

18節ですが、主なものとして、9行目の造林支援事業補助金は、植栽面積10ヘクタール分を計上しております。

6 款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、7 款 1 項 1 目商工総務費ですが、主なものとして、ふるさと大使関連経費、ふるさと手作りCM大賞への参加経費のほか、次の120、121ページをお願いします。

13節では、秋田空港情報コーナーへのポスター、パンフレット設置に係る施設使用料を計上しております。

続きまして、2 目商工振興費ですが、7 節報償費から13節使用料及び賃借料までは、美郷うりこめ推進事業での首都圏等への販売促進に要する経費、美郷ブランド開発販売促進事業でのアンケートやチラシ印刷に係る経費、首都圏等での企業立地セミナー等に要する経費を計上しております。

12節の委託料一番上、調査委託料ですが、経営者の高齢化や後継者不足による廃業、それに伴う地域の衰退等を防ぐため、事業承継への取組を検討したく、町内事業者へ事業承継の意向等を把握するためのアンケート調査に係る委託料を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金のうち主なものにつきましては、下から3行目、商工会経営改善普及事業費補助金から、次の122、123ページの1行目、商工会・商工業者経営支援対策事業費補助金までは、商工会の事業に対する補助金です。

その下の行、空き店舗等活用家賃支援事業補助金では、5事業者に対する家賃補助を、その下、空き店舗等活用出店促進事業補助金は、空き店舗等に出店する事業者に対する改修費等の費用を補助するものです。

さらに3行下の中小企業振興資金保証料補給等補助金ですが、町の3つの融資制度における保証料及び貸付利子の2分の1を補助するものです。

18節、一番下の行、中小企業持続化支援事業補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨

時交付金を活用し、賃上げ環境の整備や物価高騰の対応への中小企業に対する支援として、生産性向上や業務効率化につながる機械設備の導入等に要する経費に対する補助金で、補助率は2分の1、上限額を300万円とし、10事業者程度の申請を見込み計上しております。

20節貸付金では、中小企業振興資金預託金として、町の融資制度の原資として金融機関3行へ預託するものです。

続きまして、3目観光費ですが、体験型・滞在型観光推進事業費として、1節報酬では、地域資源活用協議会の委員報酬を、7節報償費では、観光やアウトドアに関する講師謝礼などを計上しております。

10節需用費では、各種消耗品や観光パンフレットの印刷製本費のほか、公衆トイレ等の光熱水費、観光施設の修繕料などを、11節役務費では、ラベンダーまつりやカマクラ行事等の観光イベントの広告料などをそれぞれ計上しております。

12節委託料ですが、主なものとしましては、大台野広場、雁の里山本公園、名水市場湧太郎をはじめとする観光施設の管理に要する経費のほか、次の124、125ページをお願いします。

上から5行目観光振興業務委託料は、観光情報センターの管理運営をはじめ、観光情報の発信や観光案内等に関する委託業務に要する経費を計上しております。

その下の駐車場整備委託料、臨時駐車場仮設作業委託料、さらにその下、大型テント設置委託料は、ラベンダーまつり開催、運営に必要な経費として計上しております。

18節負担金、補助及び交付金ですが、次の126、127ページ上段までとなります。広域観光に係る協議会等への負担金や各種観光イベントの参加負担金、イベント等開催補助金、温泉運営費補助金などを計上しております。

続きまして、4目温泉施設費ですが、町内3温泉の管理経費を計上しております。

14節工事請負費ですが、各温泉の改修等に要する費用を計上しており、主な内容ですが、六郷温泉では外灯LED化工事や、露天風呂補修工事などを。湯とびあ雁の里ではろ過装置ろ材交換工事をそれぞれ行います。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 8款土木費1項1目土木総務費は、128、129ページと併せて説明をいたします。

建設課の人件費のほか、地下水対策経費となります。報酬には直営の除雪オペレーター20人分の報酬などを計上しております。地下水対策としては、地下水の水位計や涵養池5か所の維持管理経費、ネオニコチノイド系農薬の水質検査などを計上しております。

また、水道給水区域外での家庭用飲用井戸等整備に対する補助について、20件分を見込んで計上しております。

128、129ページ中段からの2項1目道路橋梁総務費ですが、道路と橋梁に関する総合的な経費となります。道路整備や圃場整備等に伴う台帳補正業務委託や各種道路関連団体への負担金などを計上しております。

130、131ページをお願いします。

2目道路維持費ですが、132、133ページと併せて説明をいたします。道路の補修や除排雪に要する経費となります。除排雪の過去の実績等を踏まえ、一斉除雪を6時間相当として25回換算で計上しているほか、排雪作業や秋の事前準備作業などの費用、チェーンや凍結防止剤、スノーポールなどの購入、除雪機械などの整備修繕費用、道路附帯設備の修繕費用、中央通り線消雪用井戸の洗浄などの費用を計上しております。備品購入費では、ロータリー除雪車及び除雪ドーザーそれぞれ1台を更新予定としており、財源として社会資本整備総合交付金を見込んでおります。維持補修の工事や委託では、ガードレール等安全施設の補修など各種工事、運行や見通しの支障となる街路樹の枝の剪定費用などを計上しております。

132、133ページからの3目道路新設改良費ですが、町内の良好な道路機能を確保するため、道路の新設や改良、橋梁の点検や補修工事などを行う経費となります。各種工事のほか、調査費などを計上しており、事業費が300万円以上の予定の箇所につきましては、別途お配りしております主要事業位置図に記載をしております。

なお、交付金を財源とする路線は、交付額の決定により事業費などに変動がありますことを申し添えます。

3項1目河川総務費ですが、町管理河川を適正に維持管理するための経費となります。準用河川について、河道整正や改修工事などを予定しているほか、河川管理業務委託料として各地域の自治会、団体に対して堤防の草刈り等の委託経費を計上しております。また、各種河川関連団体への負担金や流雪溝の水利に関する負担金を計上しております。

4項1目都市計画総務費ですが、都市計画事業に関する経費で、審議会の開催などに必要な経費及び関連団体への負担金を計上しております。令和8年度は都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務委託料を計上しており、令和9年度と2か年をかけて計画の策定を行います。これは原則として都市計画区域内の基本的方針を定める都市計画マスタープランと、都市計画区域内において、このプランに即してコンパクトで持続可能なまちづくりを促進する立地適正化計画を一体的に策定するものです。この計画の策定は、国の社会資本整備総合交付金における

重点配分の要件となっており、将来のインフラ整備において有利な財政支援を受けるために不可欠となっております。

2目都市公園費ですが、次の134、135ページと併せて説明をいたします。都市公園、特定地区公園、その他美郷町公園設置条例記載の公園について適正に維持管理するための経費となります。主なものとして、管理業務を各地域の自治会、団体に対して委託を予定しているほか、遊具の安全点検、遊具などの一般的な修繕、老朽化の著しい町民の森の奥側のほうのトイレの解体などについて計上をしております。

134、135ページ中段、5項1目下水道費ですが、下水道事業会計への繰出金のほか、浄化槽設置補助金を55件、合併浄化槽の法定水質検査を実施した方々に対する水質環境保全補助を1,800件をそれぞれ見込んで計上をしております。

6項1目住宅管理費ですが、次の136、137ページと併せて説明をいたします。

公営住宅についての維持管理費用のほか、各種補修工事を計上しております。また、交付金事業を活用した住宅家屋の耐震診断には5件、耐震改修補助は1件を見込んで計上しております。また、住宅リフォーム補助は105件を見込んで計上しております。

8款は以上です。

○住民生活課長（木村英彰）　続きまして、9款1項消防費1目常備消防費ですが、大曲仙北広域市町村圏組合に対する消防費負担金でございます。消防職員数は299名、うち再任用は14名となっております。

消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車1台、指揮車1台が更新予定となっております。このうち、高規格救急自動車は、東分署所管分となっております。また、東分署大規模改修工事が予定されております。

2目非常備消防費ですが、主として消防団活動に要する費用を計上しております。1節の消防団員報酬では、年報酬5万円を超える正副団長、分団長12名分を計上しており、8節の費用弁償において年報酬5万円未満の副分団長以下288名分並びに火災を含む災害、捜索、警戒活動など、延べ3,500人分の出勤に係る費用を計上しております。

10節の消耗品費は、新入団員活動服や消防訓練大会消耗品等を計上しております。

12節の火災等対応作業委託料は、火災が発生した際、早期鎮火のために建物解体が必要と判断された場合の作業委託経費を計上しております。

138、139ページをお願いします。

18節の秋田県市町村総合事務組合消防補償等負担金は、消防団員の活動時における死傷に対す

る補償並びに退職金に係る負担金です。

一番下、秋田県次期総合防災システム負担金は、県内全市町村が対象で、現状ファクスや個別メールで災害情報を伝達しているものを新たに防災情報共有システムを構築し、各市町村が入力した情報がそのまま時系列で整理されて共有され、位置情報などが地図に表記され把握しやすくなり、避難情報などが防災アプリ、公式LINE、Lアラートなどへ一括配信できるシステムとするものです。このシステムは、令和7年度と8年度でシステム構築、設置工事、操作訓練を行い、9年度本格運用開始としております。

続きまして、3目水防費ですが、水防警戒及び水防出動などの事態に備えるための経費及び土のう袋などの防災用消耗品に係る経費を計上しております。

次の、4目災害対策費ですが、防災に係る費用を計上しております。10節の消耗品費は防災備蓄品の購入費用、光熱水費は防災行政無線施設の電気料でございます。

12節委託料の設備保守点検委託料は、防災行政無線施設の保守点検費用を計上しております。

2段目、調査委託料ですが、この後14節で説明します行政代執行による危険解体各工事において、解体着手前に行う必要があるアスベスト調査費用2件分でございます。

2段目下、防災ハザードマップ作成業務委託料は、前回作成から4年が経過し、情報を改定して作成し全戸配布及びウェブ配信をするものです。

140、141ページをお願いします。

14節の防災行政無線設備交換工事は、バッテリーなどの定期消耗品交換工事でございます。

その下、新型Jアラート受信機入替工事ですが、現行システムと比較し、国からの警報受信から配信までの時間を短縮するなど、ハードウェア性能が向上した後継機で全国的に更新が進んでいるもので、令和8年度中に新型受信機へ移行するよう指導されているものです。

その下、危険空き家解体工事は、危険な状態の空き家の所有者または管理者に改善を図るよう勧告、指導命令したにもかかわらず、実行されず、そのままでは近隣住民に被害が及ぶおそれのある2件の行政代執行による解体費用を計上しております。

18節の2段目、感震ブレーカー設置費補助金は、令和6年に発災した能登半島地震において、輪島市朝市通り周辺で約240棟が焼失した大火災について、通電火災が原因の一つとされています。その対策として、総務省消防庁は感震ブレーカーの普及促進を防災基本計画に盛り込んでおります。町地域防災計画におきましてもこれを盛り込むものとし、普及推進に向け補助金を設置するものです。補助内容ですが、1世帯当たり1回、補助率2分の1として、分電盤タイプは補助上限3万円で20件分、コンセントタイプまたは簡易タイプで補助上限3,100件分を計上しており

ます。

次の、熱中症予防省エネエアコン設置費補助金ですが、令和7年度に高齢者世帯や低所得世帯に対象としておりましたが、令和8年度は対象者を限定せずに行います。国が定める省エネ性能で基準以上の固定型エアコンを設置する方で、1世帯当たり1回限りとし、令和7年度に補助を受けた方は対象外となります。補助率2分の1で上限5万円、100件分を計上しております。

次の、熊撃退用スプレー購入費補助金ですが、熊被害を防ぐ観点から、スプレー購入について1世帯1個まで補助するものとし、補助率2分の1、補助上限5,000円、200件分を計上しております。

なお、補助対象となるスプレーの性能については、基準を設けるものとします。

次の、危険空き家解体費補助金は12件分を計上しております。

次の、21節の略式代執行土地処分予納金ですが、所有者が死亡し相続人が相続放棄するなどで管理者がおらず、特定空き家となって町が略式代執行した土地の管理について、不在者財産管理人制度を利用し、家庭裁判所に対して財産管理人選任申立てを行うものです。選任された財産管理人が公売処分等を行い、その売却益を町の解体費用に充当する見込みです。

なお、家庭裁判所への申立ての際予納金が必要であるため予算計上しております。財産が処分されますと予納金が還付となりますので、歳入の雑入におきまして同額を計上しております。

続きまして、5目消防施設費ですが、消火栓、防火水槽、消防ポンプ積載車等の消防施設の設置及び維持管理費に要する費用でございます。令和8年10月に大仙仙北美郷支部防災訓練が美郷町で開催される予定としており、訓練に係る委託料や原材料費等を計上しております。

10節需用費では、消防用ホースの購入費や消火栓標識、消防ポンプ、ポンプ積載車及びポンプ庫などの修繕や車両点検等に係る経費を計上しております。

14節消火栓の布設替え工事では、令和7年度に引き続き老朽化による消火栓の布設替え3件を計上しております。

次のページ、142、143ページをお願いします。

18節では六郷畑屋地区塚地域の配水管布設工事に併せ、消火栓7基を更新するための負担金を計上しております。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人） 10款教育費について説明いたします。

1項1目教育委員会費ですが、教育委員の報酬や研修等に係る費用弁償などが主なものです。

2目事務局費ですが、1節報酬には、3小学校のコミュニティ・スクール推進のための学校運

営協議会や、各種委員等の委員報酬を計上しております。

144、145ページをお願いします。

7 節報償費には、美郷町教育を考える会の講師謝礼やスクールカウンセラーの報償金などを、10節印刷製本費には、いじめ防止リーフレットの印刷代等の予算を計上しております。

12節委託料には、教職員のストレスチェックの実施委託、18節負担金、補助及び交付金には各種関係団体への負担金及び六郷高等学校教育振興会等に対する補助金を計上しております。

3 目教育助成費ですが、7 節報償金には「鴻鵠の志」育成基金を活用した小学校6年生及び中学生を対象とした講演会の講師謝礼や、小中学校への楽器指導者派遣に係る謝礼などを、賞賜金には、小中学校に入学する児童生徒を対象とした1人3万円の入学祝金などの予算を計上しております。

8 節普通旅費ですが、タイ王国アニュラチャプラシット校との中学生訪問交流に係る随員職員4人分の旅費です。

10節消耗品ですが、スクールバス運行に係る普通タイヤやスタッドレスタイヤ等の購入経費や新聞活用教育推進に係る新聞代などが主なものです。

11節通信運搬費ですが、小中学校の学習用タブレット端末持ち帰りにおける、自宅にWi-Fi環境のない生徒に対して貸し出すモバイルWi-Fiルーターの通信料で、小中学校各20世帯を見込み計上しております。

146、147ページをお願いします。

12節委託料ですが、運行管理業務委託料には、夏季のスクールバス15台、冬季16台の運行管理料、外国語指導助手派遣業務委託料には、外国語指導助手3人分の予算を計上しております。タイ王国中学生交流事業支援業務委託料には、タイ訪問の際の旅客手続や来町時の交流支援に係る委託料、タイ王国交流サポート業務委託料には、タイ王国との連絡調整や現地での交流支援に係る委託料を、タイ教育交流10周年記念共同制作事業業務委託料には、令和9年にタイ王国ノンタブリー県との教育交流10周年の節目を迎えることから、相互訪問交流に参加した両校の生徒から、それぞれの交流活動の中で思い出に残ったものや、場面、景色などを盛り込んだ記念品等の共同制作に係る予算を計上しております。

13節使用料及び賃借料ですが、事務機器借上料には児童生徒及び教員用タブレット端末、並びに小中学校の校務用ファイルサーバーなどのリース料を、デジタル教科書クラウド配信使用料には、小学校5・6年生の算数及び中学校の数学の配信使用料を、入場料については、小学校5・6年生及び中学生を対象とした本物講座に係る演劇鑑賞料です。電算システム使用料について

は、授業でのタブレット端末や電子黒板を活用した一斉学習、個別学習や共同学習に使用する授業支援ソフトや小中学校教職員の校務に係る県内統一支援システムの使用料です。

17節備品購入費ですが、スクールバスの六郷車庫における洗車機購入予算です。

18節負担金補助及び交付金ですが、学校間交流事業補助金には、3小学校における相互訪問交流補助金に加え、千畑小学校と御田小学校の交流が50周年の節目を迎えることから、その記念事業に係る予算を、タイ王国中学生交流事業補助金には、訪問交流参加生徒12人分の予算を、奨学金返還助成金には、これまで認定した23人及び令和7年度内の今後の申請見込み3人分の予算を計上しております。

19節扶助費ですが、就学援助費には、要保護・準要保護の児童生徒68人、特別支援教育就学奨励費には33人を見込み計上しております。

20節奨学資金貸付金ですが、継続貸付け4人を含む11人分を計上しております。

2項1目学校管理費ですが、小学校の学校保健、施設の維持管理及び学校環境整備に係る予算を計上しております。小学校の在籍児童数ですが、638人を予定しております。

148、149ページをお願いします。

12節施設管理委託料ですが、年次計画で行っている千畑小学校及び六郷小学校の支障となる枝払いや剪定業務、枝折れ等の樹木処理に係る予算を、設計監理委託料には千畑小学校校舎の照明LED化に係る実施設計予算を計上しております。

150、151ページをお願いします。

13節事務機器借上料ですが、小学校の教職員用ノートパソコン72台分のリース料です。

14節工事請負費ですが、千畑小学校の屋内消火栓設備の更新や、3小学校のプールろ過装置等の交換予算を計上しております。

17節学校備品ですが、プールで使用するテントや年次計画で整備している加湿器などの購入予算です。

2目教育振興費ですが、小学校の授業及び運動会や学習発表会などの学校行事、児童の保健衛生等に係る予算を計上しております。

13節事務機器借上料ですが、各小学校で使用しているコピー機や印刷機器、大判プリンター等のリース料です。

152、153ページをお願いします。

18節児童派遣費等補助金ですが、各種競技大会やコンクール等への出場経費に対する補助金を計上しております。

3 項 1 目学校管理費ですが、中学校の学校保健、施設の維持管理及び学校環境整備に係る予算を計上しております。中学校の在籍生徒数ですが、353人を予定しております。

12節施設管理委託料ですが、中学校における法定特定建築物環境衛生管理業務や枝折れ等の樹木処理に係る予算を計上しております。

154、155ページをお願いします。

同じく12節設計監理委託料ですが、中学校校舎の照明LED化に係る工事監理業務及び第二体育館の照明LED化に係る実施設計業務です。

13節事務機器借上料ですが、教職員用ノートパソコン34台のリース料です。

14節工事請負費ですが、中学校の校舎、相撲場及びテニスコートの照明LED化に係る整備予算を計上しております。

17節学校備品ですが、年次計画で整備している配膳台の購入予算です。

2 目教育振興費ですが、中学校の授業及び体育祭や学校祭などの学校行事、生徒の保健衛生等に係る予算を計上しております。

13節事務機器借上料ですが、中学校で使用しているコピー機や印刷機器、大判プリンター等のリース料です。

156、157ページをお願いします。

18節生徒派遣費等補助金ですが、各種競技大会やコンクール等への出場経費に対する補助金を計上しております。

3 項の説明は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、4 項 1 目社会教育総務費ですが、156ページ上段から161ページ上段までとなります。

家庭教育や青少年教育、生涯学習講座や美郷カレッジ、いきいき大学のほか、音楽コンサートや学友館特別展、美郷の四季絵画制作プロジェクト事業、野外芸術空間創出事業、わらの文化交流の集い、各種団体への補助金等に係る経費が主なものです。

はじめに社会教育関係ですが、多様化、高度化する町民の学習ニーズの把握と生涯学習社会実現のため、第6次社会教育推進計画の策定に係る経費を、7 節報償金、10節印刷製本費、11節通信運搬費に。芸術文化関係では、町が保管する貴重な所蔵品をまとめた図録の第2巻に係る経費を10節印刷製本費に計上しております。

158、159ページをお願いします。

学友館特別展として、本町小荒川出身で秋田市在住の写真家加藤明見氏による写真展及び仙北

地域展の開催経費を、美郷の四季絵画制作プロジェクト事業では、令和8年度は、「冬・春」の作品制作のための経費を、12節上から6行目の美郷の四季絵画制作委託料に、野外芸術空間創出事業では、中央公園内に第2作目の作品を設置するとともに、第3作目、4作目の制作者の選定に係る主な経費として、12節上から4行目の物品運搬作業等委託料、下段の野外芸術空間創出事業彫刻等創作委託料、14節野外芸術彫刻等設置造園工事等に計上しております。

160、161ページをお願いします。

次の、2目図書館費ですが、図書館の管理運営に要する経費が主なもので、読書推進事業として、読書フェスタの開催や、乳児健診の際に絵本を贈るブックスタート事業に係る予算を計上しております。

次の、3目文化財保護費ですが、歳入でもご説明いたしました埋蔵文化財発掘調査事業として、試掘調査等に係る経費のほか、町指定文化財の維持、保存に要する予算を計上しております。

162、163ページをお願いします。

次の、4目社会教育施設費ですが、165ページ中段までとなります。

各社会教育施設の維持管理に要する経費が主なもので、令和8年度の施設改修関連ですが、主なものとして、歴史民俗資料館、屋内スポーツ館屋上防水等改修工事関連として、12節上から6行目の設計監理委託料及び164、165ページ、14節2行目の工事請負費に、その他、公民館受変電設備、中央ふれあい館空調更新の施設改修工事をそれぞれ計上しております。

17節公民館用備品ですが、貸出し用の簡単テント及び天幕の損傷が激しく、年次計画で更新する予算を計上しております。

次に、5項1目保健体育総務費ですが、164ページ中段から167ページ下段までとなります。

スポーツ振興に要する経費が主なもので、連携企業スポーツ活動推進事業として、ヨネックス株式会社によるスポーツ少年団を対象としたバドミントン教室や、中学校を対象としたソフトテニスクリニックの開催経費、各種スポーツ教室やスポーツ大会開催関連経費のほか、スポーツ団体への活動支援、スポーツ少年団等選手派遣費補助金等の予算を計上しております。また、中学校部活動の地域展開に伴い、受皿となる地域スポーツ活動団体に対し、18節上から5行目の地域スポーツ活動補助金を新たに創設し、地域展開による活動を支援してまいります。18節下段の合宿応援事業補助金は、宿泊交流館ワクアスのほか、千畑温泉サン・アール、六郷温泉あったか山も対象施設に拡大し、町宿泊施設及び社会体育施設等の利用促進を図ってまいります。

次の、2目保健体育施設費ですが、171ページ上段までとなります。各社会体育施設の維持管理

に要する経費が主なもので、12節委託料として167ページ下段のサン・スポーツランド、169ページ上段の屋内スポーツ館並びに宿泊交流館ワクアスの指定管理料をそれぞれ計上しております。

令和8年度の施設改修関連ですが、主なものとして、14節工事請負費として、中央体育館バスケットボード改修、野球場ファールポール改修等の施設改修工事をそれぞれ計上しております。

17節管理用備品ですが、美郷フェスタ時使用の有孔パネルのほか、老朽化等による備品更新のため、バレーボール用支柱及び審判台等をそれぞれ計上しております。

2目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 3目学校給食費ですが、給食提供に係る北及び南学校給食センターの管理運営費を計上しております。1日当たりの給食提供数ですが、両給食センターを合わせて1,144食を見込んでおります。

12節設計管理委託料ですが、北及び南給食センターの照明LED化に係る実施設計業務です。

同じく、12節下段の給食業務委託料ですが、学校給食の調理、配送業務に係る一般社団法人美郷町学校給食協会への委託料です。

172、173ページをお願いします。

14節工事請負費ですが、北給食センターの南面屋根の塗装や、南給食センターの手洗い器の改修に係る予算を計上しております。

17節学校給食用備品ですが、北給食センターの食器消毒保管機及び両給食センターの食缶移動台や食材等の移動カートの更新予算です。

18節学校給食費補助金ですが、町立学校の給食費無償化に合わせて、アレルギー等の理由により学校給食の提供を受けていない弁当持参等の児童生徒及び区域外就学や県立学校特別支援学校等に通学する美郷町在住の児童生徒の給食費負担に対して、町の1食当たりの給食費相当額を上限に補助するもので、30人を見込み計上しております。

10款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 11款災害復旧費ですが、1項1目農林水産業施設災害復旧費は農地等について、2項1目公共土木施設災害復旧費は道路河川等について、それぞれ災害復旧や初動に必要な経費を計上しております。

11款は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、12款1項公債費ですが、1目元金は町債の通常償還元金を計上しております。

2目利子は、町債償還金の利子分と歳計現金に不足が生じた際の繰替え運用に伴う利子分を計

上しております。

12款の説明は以上です。

174、175ページをお願いします。

13款 1 項 1 目基金費ですが、24節積立金の 2 行目、ふるさと美郷子ども育成基金積立金は、ふるさと納税寄付金の見込額と利子分を計上しております。その他の基金積立金については利子分を計上しております。

13款の説明は以上です。

次に、14款予備費ですが、令和 7 年度と同額を計上しております。迅速かつ的確な災害対応や、公共施設等の円滑な運営と維持管理などに対応するため計上するものです。

議案第24号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第24号の説明が終わりました。

◎議案第 2 5 号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第 2、議案第25号 令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第25号につきましてご説明いたします。

はじめに、概要を申し上げます。令和 8 年度の予算総額は20億6,295万8,000円で、令和 7 年度と比較し1,583万5,000円、率にして0.8%の増となっております。

被保険者数は3,350人を想定しております。

保険給付費につきましては、療養給付費は令和 7 年度当初予算比でほぼ横ばい、高額療養費は5.6%の減と見込み、総額では0.8%の減と見込んでおります。

県に納付する事業費納付金は 4 億6,745万5,000円で、令和 7 年度と比較し2,925万9,000円、率にして6.7%の増となっております。増額の主な要因は医療費増加に伴う医療給付分が約1,780万円の増、令和 8 年度から新たに導入される子ども・子育て支援金分が1,170万円の増によるものです。

国民健康保険税につきましては、普通交付金等の公費の動向を参酌し、収支均衡を図るための必要額として、令和 7 年度より5,994万円増で計上しております。

なお、現時点では、被保険者数、医療費、繰越金、所得及び収納率ともに不確定要素が多いため、本算定までの間に適正な税率を検討してまいります。

それでは、歳入から説明いたしますので、196、197ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税は、令和 7 年度と比較し19.3%の増額となっております。

2 款 1 項 1 目督促手数料は、過年度分として存置計上しております。

同じく、3 款 1 項 1 目災害臨時特例補助金も存置計上しております。

198、199ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目普通交付金は、保険給付費として支払う相当額を県が交付するもので、令和 8 年度保険給付費見込みに基づき計上しております。

2 目特別交付金は、保険事業等の取組状況及び実績等に応じて県が交付するもので、令和 7 年度の実績見込みに基づき計上しております。

3 目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療費支出に伴い国の療養給付費負担金及び調整交付金において減額措置された分に対する県の補助金で、減額相当分の 2 分の 1 を計上しております。

2 項 1 目財政安定化基金交付金は、災害や景気変動等の特殊事情により国民健康保険会計に財源不足が生じた際に、県の財政安定化基金から交付されるもので存置計上しております。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金ですが、基金の利子見込額を計上しております。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、一般会計から繰入れする分で、1 節、2 節の保険基盤安定繰入金は、保険者の財政基盤の安定を図るため、保険税軽減分、低所得者層割合に応じた支援分として繰入れするものです。

3 節は未就学児の均等割保険税軽減分、4 節は職員給与費等に係る分、5 節は出産育児一時金等に係る繰入金でございます。

6 節財政安定化支援事業繰入金は、低所得者や高齢被保険者が多いなど、被保険者の責めに帰すことができない事情による国保財政の負担増に対する繰入金です。

200、201ページをお願いします。

7 節産前産後保険税繰入金は、産前産後期間の国民健康保険税の減額分を繰入れするものでございます。

7 款 1 項繰越金と 8 款 1 項延滞金、加算金及び過料、2 項預金利子はいずれも存置計上しております。

3 項 1 目一般被保険者第三者納付金は、交通事故などにより保険会社等から支払われる分の受入れとして計上しております。

2 目一般被保険者返納金は、医療費等の返納受入れとして計上しております。

3 目一般被保険者指定公費は、高齢受給者証発行者に係る一部負担金の差額の受入れとして措

置計上しております。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

202、203ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費は、事務費、2 項徴税費は税の賦課徴収に関する経費です。3 項運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費となります。

204、205ページをお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、令和 7 年度実績見込み及び医療費の動向を踏まえ計上しております。退職被保険者制度に係る分は、歳入で説明申し上げましたとおり、制度廃止に伴い歳出においても廃目となります。

2 項高額療養費は、令和 7 年度実績見込み及び医療費の動向を踏まえ計上しております。

3 項移送費は、存置計上としております。

4 項出産育児諸費は、7 人分を計上しております。

206、207ページをお願いいたします。

5 項葬祭諸費は、50 人分を見込んで計上しております。

3 款事業費納付金は、県に納付するもので、県から示された額を計上しております。1 項は医療給付費分を、2 項は後期高齢者支援分、3 項は介護納付金分、4 項には新たに子ども・子育て支援金分を計上しております。

208、209ページをお願いいたします。

4 款 1 項特定健康診査等事業費は、特定健診に係る費用を計上しております。若年時から生活習慣病を予防し健康意識の向上を図るため、対象を40歳以上の被保険者に加え、30歳と35歳の被保険者も対象としております。

2 項保健事業費は、人間ドックに係る検診委託料及び助成金が主なものでございます。

5 款基金積立金は、基金から生ずる利子相当額を計上しております。

6 款公債費は、存置計上としております。

210、211ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目一般被保険者等保険税還付金及び3 目一般被保険者還付加算金は、実績に基づき計上しております。

3 目その他償還金は、療養給付費等負担金等の返還金として存置計上しております。その次の退職被保険者等保険税還付金は、退職者医療制度の廃止に伴い廃目となります。

８款予備費は、100万円を計上しております。

なお、本予算案につきましては、令和８年２月17日に開催しました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会において了承をいただいていることを申し添えます。

議案第25号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第25号の説明が終わりました。

会議途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午後１時５６分）

（午後２時０６分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第２６号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第３、議案第26号 令和８年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第26号につきまして説明いたします。

はじめに、概要を申し上げます。令和８年度の予算総額は３億5,767万8,000円で、令和７年度と比較しまして、額にして9,423万2,000円、率にして35.8%の増となっております。

被保険者数は4,077人を想定し、秋田県後期高齢者医療広域連合納付金は、令和７年度と比較して35.9%の増となっております。当該納付金の額は秋田県内25市町村で構成する秋田県後期高齢者医療広域連合の試算に基づくものでありますが、大幅な増加の主な要因としましては、団塊の世代の加入に伴う被保険者数の増加に加え、医療の高度化による１人当たり医療費の増加により、医療給付費全体の増大が見込まれることによるものです。

なお、本制度の財源構成につきましては、国、県、市町村の公費負担が約５割、現役世代が加入する他の医療保険制度からの後期高齢者交付金が約４割、残る約１割を被保険者の方にご負担いただく保険料により賄われております。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第３項において、おおむね２年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと規定されており、２年ごとの見直しに当たる、令和８年度、令和９年度の保険料試算では大幅な料率改定が必要となる見込みとなっております。

す。

では、歳入から説明いたしますので、220、221ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、令和7年度と比較し7,835万6,000円、率にして43.4%増にて計上しております。

2 款1 項1 目督促手数料は、過年度分として存置計上しております。

3 款1 項1 目事務費繰入金は、保険料徴収に係る事務経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分として一般会計から繰り入れるものでございます。

4 款繰越金は、存置計上しております。

5 款1 項1 目延滞金及び2 目過料は、存置計上しております。

2 項1 目保険料還付金及び2 目還付加算金は、これまでの実績を踏まえた見込み額を計上しております。

222、223ページをお願いいたします。

3 項預金利子及び4 項雑入は、いずれも存置計上しております。

歳入の説明は以上です。

歳出につきましてご説明いたします。

224、225ページをお願いいたします。

1 款総務費は、保険料徴収に係る事務経費で、印刷製本費及び郵送料が主なものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、秋田県後期高齢者医療広域連合への納付金で、保険料及び保険基盤安定繰入金等を合算した額です。

3 款1 項1 目保険料還付金は、保険料還付金及び還付加算金のこれまでの実績を踏まえた見込み額を計上しております。

4 款予備費は、1,000円を計上しております。

議案第26号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第26号の説明が終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第4、議案第27号 令和8年度美郷町水道事業会計予算を上程いたします

す。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第27号につきまして、説明をいたします。説明の都合上、参照いただくページが前後したり数ページ先になる場合がありますのでご了承ください。

予算書は227ページからとなります。

第2条業務の予定量については記載のとおりであります。それぞれ給水戸数は昨年度とほぼ同数ですが、年間配水量、1日平均配水量については若干の増を見込んでおります。

令和8年度予算における主な建設改良事業は、水道、千畑中央地区の大坂地域内における配水管の布設替えに伴う配水池更新工事に向けた設計等を予定しております。

第3条収益的収入及び支出は、水道事業経営に係る経常収支で、水道料金収入とその収入を得るために必要な経費となります。内訳は後ほど説明をいたします。

続いて、第4条はこのページと、次の228ページと併せて説明をいたします。

資本的収入及び支出は、水道水の安定的供給のための建設改良費や企業債の償還元金などとなります。こちらも内訳は後ほど説明をいたします。

なお、本文中の括弧内の起債は、資本的収入及び支出の差額に対して補填の充当を地方公営企業法に基づいて起債をするものです。

228ページから229ページ以下第5条では、企業債の限度額等を定め、第6条では一時借入金の限度額、第7条では、予算の流用をすることができる場合についての定め、第8条では議会の議決が必要な経費の種類、第9条は一般会計からの補助金額を記載しております。第10条にある棚卸資産とは検針メーターのことで、その購入限度額を定めております。

続いて、232ページをお願いいたします。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書ですが、その事業年度のお金の流れを示すものです。一番下の行ですが、令和8年度において期末残高は3億8,867万2,259円を見込んでおります。

続いて、237ページをお願いいたします。

令和8年度予定貸借対照表ですが、水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債及び資本を総括的に表した表となっております。ここでは令和8年度末時点を示しており、予算どおりに執行していった場合にどのくらいの資産、負債が残るのかを表します。二重線のところ、資産合計は47億5,939万5,489円、負債合計は33億1,059万2,426円、資本合計は14億4,880万3,063円を見込んでおります。

続きまして238ページ、令和7年度予定損益計算書についてですが、こちらは消費税を含まない額となっております。これによりまして、令和7年度末の未処分利益剰余金は6,188万1,788円を予定しております。

続いて、右の239ページ、令和7年度予定貸借対照表ですが、この表では令和7年度末時点を示しておりまして、どのぐらいの資産、負債を持って予算対象年度をスタートするかを表すものです。資産合計は48億9,732万1,179円、負債合計は34億9,823万2,426円、資本合計は13億9,908万8,753円を見込んでおります。

次の240ページから241ページには、当会計における重要な会計方針を記載しております。

続きまして、242ページをお願いいたします。

令和8年度の予算実施計画明細ですが、このページから245ページまでが冒頭で説明の第3条の収益的収入及び支出の内訳となります。

収入の第1款事業収益4億1,775万円のうち、第1項営業収益は水道料金、工事検査手数料などで、第2項営業外収益は、主なものとして、第2目の他会計からの繰入金の一部、第4目は、過去に補助事業により取得した施設や機器などについて、そのとき取得した資産の償却に応じた補助金分を戻し入れる額を計上しております。

給水収益は、ここ数年の傾向から昨年度に比べ若干の増としております。

支出の第1款事業費用4億1,823万7,000円のうち、第1項営業費用は水を供給するための費用で、施設等の維持管理経費や人件費などでありまして、この人件費内訳は233ページから235ページの給与費明細書になります。

第2項の営業外費用は、企業債の利息分及び消費税となります。

続いて、246、247ページをお願いいたします。

この両ページが冒頭で説明の第4条の資本的収入及び支出の内訳となります。

収入の第1款資本的収入1億3,518万5,000円のうち、企業債は建設改良に伴う借入れ、負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金など、出資金は一般会計からの繰入金のうち、基準内の企業債元金分の2分の1相当額、補助金は国庫補助金であります。

支出の第1款資本的支出2億7,852万1,000円のうち、第1項建設改良費は、冒頭で説明した改良工事等に伴う費用や検針メーター購入費です。

令和8年度の管路改良工事以外の主なものとしては、仙南中央地区及び六郷東部地区の浄水場水質測定機器の一部更新、千畑中央地区の遠方監視装置の一部更新及び水道設備監視システムのバックアップサーバー増設工事を予定しております。

第2項企業債償還金は、償還元金であります。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第27号の説明が終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第5、議案第28号 令和8年度美郷町下水道事業会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第28号につきまして説明をいたします。

下水道事業会計は令和8年度から新たに移行する企業会計でありますので、水道事業とは異なる部分も含めて説明をいたします。

まず、地方公営企業法適用後の下水道事業及び農業集落排水事業の2事業ですが、町水道事業と同様に、発生主義の複式簿記となります。予算書につきましては、2事業を合算して記載しておりますのでご承知おきください。また、説明の都合上、参照いただくページが前後したり、数ページ先になる場合がありますのでご了承ください。

予算書は249ページからとなります。

第2条業務の予定量については記載のとおりであります、それぞれ昨年度当初予算での見込みと同等の数値としております。

第3条収益的収入及び支出は、下水道事業経営に係る経常収支で下水道使用料収入とその収入を得るために必要な経費となります。内訳は後ほど説明をいたします。

公営企業会計適用後の事務支援業務に要する経費の財源に充てる企業債につきましては、第3条中になお書きとして記載をしております。

続いて、第4条は、このページと次の250ページと併せて説明をいたします。

資本的収入及び支出は下水道処理のための建設改良費で、新企業債の償還元金などとなります。こちらも内訳は後ほど説明をいたします。

なお、本文中の括弧内の記載は資本的収入及び支出の差額に対して、補填の充当を地方公営企業法に基づいて記載をするものです。

続いて、第4条の2、特例的収入及び支出は、打切決算までに発生した債権債務を新会計の未収金と未払金として整理するため定めております。

第5条では、企業債の限度額等を定め、次の251ページから以下、第6条では一時借入金の限度

額、第7条では予算の流用をすることができる場合について、第8条では予算の流用に議会の議決が必要となる経費の種類、第9条では、一般会計からの補助金額を記載しております。

第10条にある棚卸資産では、検針メーター及びマンホール蓋の購入限度額を定めております。

続いて、254ページをお願いいたします。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書ですが、その事業年度のお金の流れを示すものです。

一番下の行ですが、令和8年度において、資金期末残高は1億1,536万8,917円を見込んでおります。

なお、1行目の資金期首残高は、打切決算時点で見込んでいる引継金を記載しております。

続いて、258ページをお願いいたします。

令和8年度予定開始貸借対照表ですが、下水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債及び資本を総括的に表した表となっております。ここでは令和8年度当初時点を示しており、どのくらいの資産、負債を持って予算対象年度をスタートするかを表すものです。こちらに記載している未収金、未払金の額が、先ほど予算書第4条の2で説明をいたしました特例的収入及び特例的支出に当たります。

なお、開始時点の貸借対照表のため、減価償却費の計上はございません。

二重線のところ、資産合計は42億9,019万4,434円、負債合計は34億3,519万6,763円、資本合計は8億5,499万7,671円を見込んでおります。

なお、議案第27号の水道事業会計では、令和8年度予定貸借対照表の後に損益計算書の掲載がありますが、下水道事業会計では、法適用の初年度となる今回は、損益計算書の添付はございません。

続いて259ページ、令和8年度予定貸借対照表ですが、ここでは令和8年度末時点を示しており、予算どおりに執行していた場合にどれくらいの資産、負債が残るかを表します。

二重線のところ、資産合計は41億5,071万4,381円、負債合計は31億5,171万7,763円、資本合計は9億9,899万6,618円を見込んでおります。

次の260ページから261ページには、当会計における重要な会計方針を記載しております。

続いて、次の262ページをお願いいたします。

令和8年度の予算実施計画明細ですが、このページから265ページまでが、冒頭で説明の第3条の収益的収入及び支出の内訳となります。

収入の第1款事業収益4億4,049万1,000円のうち、第1項営業収益は使用料、工事指定店登録

手数料などで、第２項営業外収益は、主なものとして、第２目の他会計からの繰入金の一部、第４目は、過去に補助事業に取得した施設や機器などについて、そのとき取得した資産の償却に応じた補助金分を戻し入れる額を計上しております。

下水道使用料は昨年度までの使用実績から、昨年度とおおむね同等の額を計上しております。

支出の第１款事業費用４億３,２２１万７,０００円のうち、第１項営業費用は下水処理に要する費用で、施設等の維持管理経費や人件費などでありまして、この人件費内訳は、２５５ページから２５７ページの給与費明細書になります。

２６４、２６５ページをお願いいたします。

第２項の営業外費用は企業債の利息分及び消費税となります。

第３項の特別損失は主なものとして、第２目の令和８年６月支給賞与に係る人件費のうち、令和７年１２月から３月の期間分の手当負担金及び令和７年度分の消費税でありまして、これらは法適用初年度のみ発生する特別損失となります。

続いて２６６、２６７ページをお願いいたします。

この両ページの冒頭で説明の第４条の資本的収入及び支出の内訳となります。

収入の第１款資本的収入１億６,７０７万６,０００円のうち、企業債は建設改良に伴う借入れ及び元金償還金と減価償却費の差額を繰延べするための借入れ、負担金は一般会計からの繰入金のうち、基準内の企業債元金償還分及び公共下水道新規接続に伴う受益者負担金、補助金は国庫補助金であります。

支出の第１款資本的支出２億８７０万６,０００円のうち、建設改良費は、公共ます設置工事等にかかる費用や検針メーター購入費です。

第２項企業債償還元金は償還元金であります。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第２８号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋邦武） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

３月５日午前１０時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後２時２６分）